

令和5年第1回

太子町議会定例会会議録

開会 令和5年3月1日

閉会 令和5年3月24日

太子町議会

令和5年 第1回太子町議会定例会会議録目次

第1日（3月1日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	8
会期決定の件	8
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、 全国町村議会議長会）	9
報告第1号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の 件（町長提出議案）	13
議案第1号 町道路線の認定の件（町長提出議案）	15
議案第2号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）	16
議案第3号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	16
議案第4号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）（町長提出議 案）	17
議案第5号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （町長提出議案）	17
議案第6号 令和5年度太子町一般会計予算（町長提出議案）	19
議案第7号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）	19
議案第8号 令和5年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）	19
議案第9号 令和5年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）	19
議案第10号 令和5年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）	19
議案第11号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議 案）	19
議案第12号 令和5年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）	19
議案第13号 太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件（町長 提出議案）	22
散 会	23

第2日（3月22日）

開 議	27
議案の訂正について	27
一般質問	28
散 会	71

第3日（3月24日）

開 議	75
議案第1号 町道路線の認定の件（総務まちづくり常任委員長報告）	75
議案第2号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	75
議案第3号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	75
議案第4号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）（予算常任委員長報告）	75
議案第5号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）	75
議案第6号 令和5年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）	75
議案第7号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）	75
議案第8号 令和5年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）	75
議案第9号 令和5年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）	75
議案第10号 令和5年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）	75
議案第11号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）	75
議案第12号 令和5年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）	75
議案第14号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第1号）	93

議員提出議案第1号	太子町議会委員会条例中改正の件	95
議員提出議案第2号	新型コロナウイルス対策への抜本的強化を求める意見書(案)	96
	生涯学習施設建設調査特別委員会について	97
	閉会中の継続審査の申し出について	99
閉	会	101

【第 1 日】

令和5年 第1回太子町議会定例会会議録

令和5年3月1日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、
全国町村議会議長会）
- 日程第4 報告第1号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の
件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第1号 町道路線の認定の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第2号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第3号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第4号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）（町長提出議
案）
- 日程第9 議案第5号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（町長提出議案）
- 日程第10 議案第6号 令和5年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第11 議案第7号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第12 議案第8号 令和5年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第13 議案第9号 令和5年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第14 議案第10号 令和5年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第15 議案第11号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議
案）
- 日程第16 議案第12号 令和5年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）
- 日程第17 議案第13号 太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件（町長
提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日でも早い快復をお祈りいたします。

また、2月6日、トルコ南部のシリア国境付近で発生した地震では、トルコとシリアで犠牲者が合わせて5万人を超えています。お亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

新型コロナ対策としてのマスク着用について、政府は屋内、屋外を問わず、個人の判断に委ねる方針を出されましたが、本町議会といたしましては、本定例会におきましても、引き続き理事者側の出席人数を必要最小限とし、議員、職員及び傍聴者においてはマスクを着用していただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。令和5年第1回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、朝夕はまだ寒く感じますが、日増しに暖くなる日差しに春の訪れを感じる季節となってきたところでございます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、令和4年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件の1件、事件案件といたしまして、町道路線の認定の件の1件、条例案といたしまして、太子町地域公共交通会議条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、令和4年度補正予算で、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）ほか1件、令和5年度当初予算で、令和5年度太子町一般会計予算ほか6件、人事案といたしまして、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件の1件、以上合わせまして14件のご審議をお願いするものでございます。

なお、施政方針につきましては、後ほど発表させていただきたいと存じます。また、

各議案の内容につきましても、改めてご説明をさせていただきますので、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 本日は、全員出席されておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和5年第1回太子町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、町長より、令和5年度施政方針について、発言の許可を求められていますので、これを許します。

町長。

○町長(田中祐二君) 令和5年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、令和5年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするにつき、町政に取り組む所信の一端を申し述べ、議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症に加え、国際情勢の変化に伴う原油価格や物価の高騰などが住民の暮らしのみならず、社会、経済など多方面に甚大な影響を及ぼしています。新年度においては、新型コロナウイルス感染症との共存を前提に、新しい生活様式への対応促進を図ると共に、感染拡大の防止と住民生活及び経済活動の維持との両立が持続的に可能となるよう取組を進める必要があります。

国の令和5年度予算においては、歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算とされています。更に、大阪府におきましては、令和5年度は感染症への対応、暮らしを支えるセーフティーネットの充実、大阪経済の回復、万博成功に向けた取組の加速、万博をインパクトにした新たな価値の創造、未来への投資を推進し、日本の成長を牽引する副首都・大阪の確立を目指すとされています。

本町におきましては、総合計画に掲げる将来像の実現並びに5つの基本目標の達成に向け、引き続き国の施策や、大阪府及び市町村との連携を図りながら、更なる行財政改革を推し進め、基礎自治機能の充実強化に取り組むと共に、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組や、DXの更なる推進など、未来への投資を進め、本町の魅力やポテンシャルを活かしたまちづくりを推進してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本町の令和5年度当初予算案につきましては、令和4年度に引き続き、財政収支改善

に向けた歳出の削減を図ると共に、第5次総合計画に掲げる基本計画に即し、事業の優先度や必要性、また効率性などを十分精査した上で予算編成を行ったところでございます。

各会計の令和5年度当初予算は、一般会計では60億296万2千円、特別会計と下水道企業会計の合計では34億6千521万1千円となり、全会計総計では94億6千817万3千円でございます。

なお、当初予算案につきましては、提案理由の中でご説明いたしますが、ここでは主な施策を第5次総合計画の柱に沿ってご説明をさせていただきます。

それでは、まず、心健やかで元気に暮らせるまちづくりについてです。

母子保健の充実に関する取組につきましては、新たに3歳6か月児健診において弱視などの早期発見に有用な屈折検査機器を導入し、子どもの成長・発達の確認や保護者の育児支援等につなげてまいります。

次に、子育て家庭の支援として、新たに妊娠・出産・子育てサポート事業として、妊産婦や養育者に対し、妊娠期から子育て期まで、専門職による面接や訪問、応援ギフトによる経済的支援等を実施するほか、未就園児の保護者が一時預かり事業を利用した際の費用を助成する、一時預かり利用支援補助金を創設するなど、安心して子育てができる環境を整備してまいります。更に医療的ケア児支援のための保健、障がい福祉、保育、教育等について、関係機関等が連携を図るための協議の場を河南町及び千早赤阪村と共同設置すると共に、新たに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児が安心して暮らせるよう支援を強化してまいります。

続きまして、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてです。

安全・安心の確保に関する取組につきましては、令和4年5月に設立された大阪南消防広域化協議会において、消防広域化を実現するための協議を着実に進めると共に、指令センターの改修やはしご車の整備等を関係機関と共同で実施し、消防・防災力の一層の強化を図ってまいります。更に、非常参集訓練による職員の防災力強化や、スマホアプリ、LINEの活用による防災情報発信や情報収集の仕組みの構築に取り組んでまいります。

次に、暮らしの利便性の取組につきましては、令和5年度で現公共交通網計画の計画期間が終了となることから、引き続き、乗車実績の分析や、より便利な運行形態を検討しつつ、次期計画策定に取り組んでまいります。更に、ゼロカーボンシティの実現に向

けては、太子町脱炭素ロードマップの重点取組施策として、引き続き、衣類リユース、リサイクル事業などのごみの減量化に向けた事業を実施すると共に、新たに生ごみ減量化や堆肥化による資源の有効活用を目的に、家庭用生ごみ処理機の無償対応事業を行ってまいります。

続きまして、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくりについてです。

農業の振興に関する取組といたしましては、49歳以下の新規就農者への就農準備等の資金に対する補助など、引き続き、次世代を担う農業者の育成支援を行ってまいります。更に、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や農地、水路及び農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援するため、新たに農空間の保全に向けた補助を行うと共に、ため池の決壊による被害から住民の安全・安心を確保するため、ため池ハザードマップの作成を行ってまいります。

次に、観光振興に関する取組といたしましては、令和5年度は竹内街道・横大路、難波から飛鳥へ、日本最古の官道「大道」活性化実行委員会の会長として、大阪府及び奈良県を含めた街道沿線の12自治体の中心となり、産学民との連携の強化、竹内街道・横大路とその周辺地域の魅力の再発掘及び国内外への情報発信など、様々な取組を進めてまいります。

また、令和4年度にリニューアルされた道の駅の運営については、引き続き、特産品のPRと販売促進や地域情報の発信強化により、農業者支援を図りながら大阪府と連携し、地域振興及び観光拠点施設として、より効率的かつ効果的な活用を検討してまいります。

更に、企業誘致の取組としましては、引き続き太子西条線周辺区域における商業施設の誘致を進めると共に、産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準による太子インターチェンジ周辺など、広域交通条件の良い地区への新規産業の誘致に努めてまいります。

続きまして、豊かな自然、歴史と共に育つ誇りあるまちづくりについてです。

コロナ禍や物価高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減すると共に、育ち盛りの食育を支え、活気があふれる子育てしやすいまちを実現するため、全国から寄せられたふるさと太子応援基金寄附金、いわゆるふるさと納税寄附金を活用し、町立幼稚園及び小中学校の給食費の無償化に取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実に向けた取組として、これまでも本町が取り組んできた小中連

携教育を更に進化させ、予測困難な社会を生き抜く力を育成するため、引き続き小中一貫教育推進事業に取り組むと共に、全ての学校及び学年において実現を図った35人学級を継続して実施してまいります。

更に、小中学校トイレ改修事業では、山田小学校の1期目工事に着手すると共に、引き続き、学校でのICT教育及びAIドリルを活用した個別最適な学習環境の整備等を進め、子どもたちの学びの環境の充実と学力向上に取り組んでまいります。

また、国指定史跡二子塚古墳の保存・整備につきましては、引き続き令和4年度から5年計画での整備工事を進めると共に、大道旧山本家住宅などの竹内街道沿線の歴史資産と合わせた活用について、大学との連携による研究やプロモーションに取り組んでまいります。

更に、中山久蔵寒地稲作成功150周年を記念し、竹内街道歴史資料館における企画展やフォーラムの開催、住民を主体とした文化交流などの取組を、連携協定を結ぶ北海道北広島市と共同して実施してまいります。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてです。

少子高齢化が進展し、急激な人口変動の中で、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供するため、引き続き、第5次総合計画における後期基本計画をはじめとする各種計画を確実に進めると共に、不断の行財政改革、民間企業や大学等との公民連携及び広域行政を推進し、基礎自治機能の充実強化に取り組んでまいります。

効率的、効果的な行政経営の取組につきましては、DXの更なる推進として、マイナンバーカードを活用した住民票の写しや、印鑑登録証明書のコンビニ交付のほか、窓口手続きに関する電子申請ツールの導入など、行政手続きのデジタル化に加え、新たにスマホアプリ、LINEを活用したプッシュ型のメッセージ配信、オンライン申請及び予約などの機能を拡充し、住民サービスの利便性の向上と併せて、業務の効率化及び経費削減に取り組んでまいります。

また、公民連携の取組につきましては、既に協定を締結している企業や大学と連携した取組を更に充実させつつ、今後も様々なステークホルダーと知恵を出し合い、協力し合いながら社会課題の解決に向け、より一層取り組んでまいります。

また、ふるさと納税に関する取組におきましても、産官学連携による、ふるさと納税型クラウドファンディングプロジェクトなど、これまでになかった公民連携の形を積極的に取り入れながら、新たな返礼品の企画開発やPRを更に強化し、自主財源の確保に

努めてまいります。

更に、住民主体のまちづくりの取組につきましては、新たに広報サポーターに包括連携協定を締結している大学の学生を迎えるなど、太子TVや公式Instagramにおける住民及び学生目線による本町の魅力発信の取組を更に充実させると共に、タウンミーティングや、町長直通便により、引き続き広く住民の声を聞きながら町政運営を進めてまいります。

以上、今議会に提案しております予算案を中心に、今後取り組む新たな施策、事業についてご説明申し上げます。

最後になりますが、既にコロナ対策は社会経済活動を継続しながら、住民の命を守る新たなステージに入っております。本町としましては、開催まで2年に迫った2025年の大阪関西万博のインパクトを最大限に活かすため、基礎自治体として、ウィズコロナ並びにポストコロナとしての取組をしっかりと進めつつ、今後の成長と飛躍のための土台づくりにつなげてまいり所存ですので、議員並びに住民の皆様には、なお一層のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます、令和5年度の町政運営に対する施政方針といたします。

○議長（山田 強君） それでは、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長（山田 強君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、西田議員、4番、藤井議員を指名いたします。

○議長（山田 強君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、2月22日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日3月1日から24日までの24日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの24日間で決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、お手元に配布しておりますとおり、本日は提出され

ました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会等へ付託させていただきたいと思います。

ただし、日程第4、報告第1号及び日程第17、議案第13号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日と10日に総務まちづくり常任委員会を、3日と13日に福祉文教常任委員会を、7日と8日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。

なお、審議が残りましたら、15日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、16日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

22日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは6日の正午までとさせていただきます。

24日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について、委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告、全国町村議会議長会の報告の4件を予定しております。また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より、例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布していますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本（馨）議員。

○8番（辻本 馨君） 令和5年第1回南河内環境事業組合議会定例会が2月8日に開催されました。つきましては、その内容を報告申し上げます。

当日定例会では、13件の提出議案がございました。

1頁をご覧ください。

報告第1号、組合議会議員の異動については、河南町から福田太郎議員、太子町から辻本馨が組合議会議員に就任した旨の報告がありました。

選挙第1号、組合議会副議長の選挙については、私、辻本馨が指名推選により選出され、当選しました。

承認第1号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和5年4月1日から地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることなどから、富田林市に準じて令和4年9月30日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

承認第2号、南河内環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、承認第1号と同様、地方公務員の定年が引き上げられるため、富田林市に準じて、令和4年9月30日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

承認第3号、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正が令和4年10月1日より施行され、併せて地方公務員の定年が引き上げられることから、富田林市に準じて、令和4年9月30日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

承認第4号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、前述同様に地方公務員の定年が引き上げられることなどから、富田林市に準じて、令和4年9月30日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

承認第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和4年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与関係法が改正されたことから、富田林市に準じて、令和4年12月26日付、専決処分したもので、原案どおり承認されました。

承認第6号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の増減額を措置するため、歳入歳出それぞれ51万4千円を追加し、総額を22億5千302万4千円とする補正予算について、令和4年12月26日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

議案第1号、南河内環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につい

ては、個人情報保護法が改正されたことに伴い、関係に係る手数料などの法律の施行に必要な事項を定めるもので、原案のとおり可決されました。

2頁をご覧ください。

議案第2号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、電気料金高騰に伴う光熱水費の増額や、第1清掃工場基幹的設備改良事業費等の事業費確定に伴う減額措置をするため、歳入歳出それぞれ3千469万6千円を減額し、総額を22億1千832万8千円とするもので、原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計予算は、科目別の内訳は省略させていただきますが、予算規模は歳入歳出それぞれ57億7千100万3千円、前年度比較において35億2千256万円の増額となり、原案どおり可決されました。

増額の大きな要因ですが、第1清掃工場の基幹的設備改良事業及びクレーン電気設備更新事業の実施によるものです。

なお、太子町の分担金及び負担金については、3頁をご覧ください。

令和5年度につきましては、ごみの分担金として8千76万8千円、し尿で3千343万5千円、ごみシールの負担金として58万6千円、合計1億1千478万9千円となっています。

監査報告第1号、例月出納検査の結果報告については、令和4年7月から12月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

4頁をご覧ください。

議員提出議案第1号、南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、個人情報保護法が改正されたことに伴い、地方公共団体においても、令和5年4月1日より同法の適用となるものの、地方議会は法の適用除外となり、独自の保護制度を設ける必要があることから、議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるもので、原案のとおり可決されました。

以上簡単でございますが、これをもちまして、令和5年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。令和5年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会が2月14日に開催されました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

す。

案件の内容でございますが、企業長提出議案といたしまして、条例関係では、大阪広域水道企業団情報公開個人情報保護審議会条例制定の件ほか3件、予算関係では、令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算、令和4年度大阪水道企業団工業用水道事業会計補正予算、令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算及び令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の4件、以上、議決案件8件、全て原案どおり可決されました。

議員提出案件といたしまして、大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例制定の件が、議長を除く全議員から提出され、原案どおり可決されました。

令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件について、簡単に説明をさせていただきます。

令和5年度の水道用水供給事業といたしましては、第2条の業務の予定量として、年間総給水量は、5億立方メートルを見込んでいます。また、主な建設改良事業は、設備改良工事や送水管更新工事や、系統連絡送水管等の布設工事など、155億5千177万7千円を計上しています。

第3条の収益的収入及び支出については、給水収益等の収入は423億5千378万4千円を計上しており、支出は減価償却費などの営業費用や企業債利息などの営業外費用などで447億999万6千円を計上しています。

第4条の資本的収入及び支出については、収入は企業債、国庫補助金などの89億9千321万6千円を計上しており、支出は建設改良費や企業債償還金など261億1千655万9千円を計上しています。

なお、市町村域水道事業について、本町に関する部分としては太子水道事業の給水戸数が、9頁をご覧ください。太子水道事業の給水戸数が5千47戸、総給水量は132万3千立方メートルで、主要な事業として、板谷橋浄水場における設備更新工事ほか、1億4千919万9千円を計上しています。

収益的収入及び支出については、14頁をご覧ください。

収入は、給水収益などの2億7千867万2千円を計上しており、支出は浄水費や減価償却費などの営業費用や企業債利息などの営業外費用などで2億8千879万7千円を計上しています。

また、資本的収入及び支出については21頁をご覧ください。

収入は、国庫補助金及び負担金など3千225万5千円を計上しており、支出は建設改良費や企業債償還金など1億6千918万1千円を計上しています。

以上、令和5年第1回大阪広域水道企業団2月定例会の報告とさせていただきます。

次に、議員定数等調査委員会のご報告をさせていただきます。

令和5年2月3日、第2回議員定数等調査委員会が開催され、事前に42団体にお問い合わせしていました、今後の進め方に関するアンケート調査の結果報告がありました。アンケートでは、これまでの到達と変わりはなく、主に1団体1議席以上前提とする意見が多数となっていますが、堺市議会だけが1票の格差問題についてこだわりがあり、具体的な格差解消（案）とは言い難く、直ちに両論が歩み寄るのはこれまでの協議内容を見ても、現時点では難しいとのことでした。これらの状況を踏まえ、委員長から、「1. 今回のアンケートの調査結果も踏まえ、この3年間の定数委員会の協議結果として、現時点で大多数を占める『一団体一議席以上』とする案を、企業長並びに構成団体全首長に文書で報告し、首長会議での速やかな協議再開を求める」、「2. 『報告書』で求める首長会議の協議結果を待って、議会側の協議を再開する」、以上2点について提案があり、了解されました。

以上、大阪広域水道企業団議会の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 最後に、私のほうから、全国町村議会議長会関係の報告をします。

去る令和5年2月8日に全国町村議長会第74回定期総会が開会され、自治功労者表彰などの表彰式の後、総会では第33次地方制度調査会の答申を踏まえた、地方自治法の改正等の早期実現を求める決議について審議・可決され、内藤総務審議官による地方行財政の課題についての記念講演がありました。引き続き、都道府県会長会、議員共済会及び議員互助会の代議員会並びに議員会館の評議員会が順次開催され、令和5年度の事業計画及び収支予算がそれぞれ決定されました。

報告は以上です。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第4、報告第1号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第1号、令和4年度、太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、ふるさと太子応援基金寄付金事業、太子町版特別定額給付金事業及びマイナンバーカード交付事務事業に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億3千15万1千円を追加し、総額を67億4千631万8千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1億5千万円は、事業別区分12、基金積立事務事業の24節積立金で、ふるさと太子応援基金積立金でございます。

続きまして、10目企画費、補正額7千710万円、事業別区分4、ふるさと太子応援基金寄付金事業7千500万円は、12節委託料で、ふるさと太子応援基金寄付金事業業務委託料でございます。

次に、事業別区分6、新型コロナウイルス感染症対策事業210万円は、18節負担金補助及び交付金で、太子町版特別定額給付金でございます。

続きまして、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額305万1千円で、事業別区分2、戸籍住民登録事業118万1千円は、1節報酬の会計年度任用職員報酬で59万2千円、4節共済費の共済等保険料で9万5千円、10節需用費の消耗品費で13万円と、11節役務費で郵便料で36万4千円でございます。

次に、事業別区分4、社会保障・税番号制度推進事業187万円は、12節委託料で、マイナンバーカード取得促進業務委託料でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁に戻っていただきまして、18款寄付金、1項寄付金、1目指定寄付金、1節ふるさと太子応援基金寄付金、補正額1億5千万円は、ふるさと太子応援基金寄付金でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額8千15万1千円は、財源調整として財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

本補正予算は、早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規

定に基づき、本年1月20日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は委員会付託を省略いたします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（山田 強君） 日程第5、議案第1号、町道路線の認定の件、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

議案第1号、町道路線認定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。対象となる路線としましては、民間事業者による住宅開発並びに住宅建築のために新設された道路、計10路線、総延長392メートルを新規に認定するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号、町道路線の認定の件については、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第6、議案第2号及び日程第7、議案第3号、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第2号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本町の地域公共交通会議については、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、平成30年4月に設置し、平成31年3月に地域公共交通網形成計画を策定したところでございます。

本改正は、令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正され、地域公共交通網形成計画が地域公共交通計画に名称変更されたことにより、次期公共交通計画を策定するに当たり、条例に規定する文言の整理を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の改正に伴い、本町国民健康保険条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、保険料の賦課限度額につきましては、被保険者の保険料に対する納付意欲や中間所得者層の負担の軽減を図るため、大阪府の統一基準に改めるほか、国民健康保険料の政令軽減の所得判定基準の変更及び出産育児一時金の増額並びに非自発的失業者の保険料軽減の手続きにおいて、マイナンバーカードにより雇用保険の受給資格を確認した際に交付される雇用保険受給資格通知による手続きも可能とする改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第2号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託します。

議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第8、議案第4号及び日程第9、議案第5号、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ8千820万4千円を追加し、総額を68億3千452万2千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、保育所入所委託費及び障がい児通所等給付費の増額や、公共施設整備基金への積立に要する経費などを増額すると共に、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額をしております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置を行い、また新型コロナウイルス感染症などの影響に伴う町税の減及び事業費等の精査に伴い、国府支出金、繰入金及び町債等の精査を併せて行うと共に、財政調整基金繰入金で財源調整をしております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業及び山田小学校東校舎トイレ改修事業に係る経費につきましては、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千970万5千円を追加し、総額を15億2千665万7千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳入につきましては見込みを上回る医療費の伸びに伴い、療養給付費及び高額療養費の増額を行うほか、一般会計において国民健康保険の被保険者を対象に行われる、健康増進事業に対する財源といたしまして繰出金を措置いたしております。

歳入につきましては、保険給付費及び繰出金の増額に対する財源として、府補助金で措置いたしております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第10、議案第6号から日程第16、議案第12号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和5年度予算は、第5次総合計画に上げた、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち“たいし”」の基本理念に基づき、編成しております。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億296万2千円で、前年度比4億4千345万2千円、8.0%の増となっております。歳入につきましては、予算編成の柱となります町税で、市町村たばこ税の減などにより、前年度比1千420万円減の13億8千132万円を計上しております。また、地方交付税につきましては、地方財政計画や、過去の交付額実績等を勘案し、前年度比1億3千万円増の18億3千万円を計上しております。

歳出につきましては、新たな取組として、学校園給食費の保護者負担補助、3歳児健診時の屈折検査のための備品購入費、家庭用生ごみ処理機の無償貸与、農空間の保全に向けた補助などのほか、継続事業としまして、地域公共交通事業や国指定史跡二子塚古墳保存整備事業に係る経費などについて、本予算に計上しております。

本予算につきまして、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ14億6千620万5千円で、前年度に比べ904万4千円、0.6%の減となっております。

歳入につきましては、保険料で保険給付や後期高齢者医療、介護保険の財源となる事業費納付金が増加していることから、前年度に比べ641万4千円増の3億659万5千円を計上しているほか、府支出金では、保険給付費等交付金の減などにより、前年度に比べ1千884万1千円減の10億2千974万7千円を計上いたしております。

歳出につきましては、医療費や後期高齢者支援金の増加に加え、介護納付金の増加により、大阪府に納付する国保事業費納付金が前年度に比べ925万1千円増の4億3千311万9千円を計上しているほか、歳出の大半を占めます保険給付費につきましては、過去の実績等を考慮し、1人当たり医療費の増加を見込んでいるものの、被保険者の減少により、前年度に比べ1千887万3千円減の9億6千588万7千円を計上いたしております。また、保健事業費では、特定健診や特定保健指導、人間ドックの助成などの経費として2千468万1千円を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第8号、令和5年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ463万8千円で、前年度と同額となっております。

歳入につきましては、下請料及びN T T用地賃貸料などの財産収入などを計上しております。

また、歳出につきましては、財産の管理に係る経費などを計上しております。

以上のとおり、本予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第9号、令和5年度春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ96万9千円で、前年度比4.7%の減となっております。

歳入につきましては、基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金などを計上しております。

また、歳出につきましては、財産の管理に係る経費などを計上しております。

以上のとおり、本予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算

の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7千834万5千円で、前年度に比べ1千709万9千円、1.3%の増となっております。

歳入につきましては、保険料のほか、負担金や交付金等を介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上いたしております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービスの利用増加等により、前年度に比べ0.6%増の12億8千181万2千円を計上いたしております。また、介護予防・生活支援サービスや、一般介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業費は5千867万1千円を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5千101万円で、前年度に比べ969万7千円、4.0%の増となっております。

歳入につきましては、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上いたしております。

また、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料の収納に係る事務費等を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第12号、令和5年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず、収益的収支につきましては、収入で3億2千145万3千円、主なものとしまして、下水道使用料補助金などを計上しております。

支出で3億2千145万3千円、主なものとしまして、人件費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、企業債支払利息などを計上しております。

次に、資本的収支でございますが、収入で1億4千679万3千円、主なものとしまして、企業債、他会計出資金、国庫補助金などを計上しております。支出で2億3千95万7千円、建設改良費と企業債元金償還金などを計上しております。

なお、資本的収支で不足する額は、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

以上のとおり、本予算案を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算、議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の3件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第8号、令和5年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第9号、令和5年度太子町春日財産区特別会計予算、議案第12号、令和5年度太子町下水道事業会計予算の3件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第17、議案第13号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件、これを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第13号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、太子町教育委員会委員の筒井完次委員が、一身上の都合により、令和5年3月10日をもって辞職されます。つきましては、新たに山崎晃昭氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、前任者である筒井委員の残任期間となり、令和7年11月20日まででございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員会付託を省略いたします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時40分 散会）

【第 2 日】

令和5年 第1回太子町議会定例会会議録

令和5年3月22日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	自治防災課長	辻中一嘉君
副町長	齋藤健吾君	税務課長	田中信幸君
教育長	中道雅夫君	住民人権課長	木村厚江君
政策総務部長	小角孝彦君	子育て支援課長	川久保みのり君
まちづくり推進部長	村上正規君	福祉介護課長	武部勝浩君
健康福祉部長	子安逸二君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
教育次長	池田貴則君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
秘書政策課長	西本武史君	学務指導担当課長	矢野敦則君
総務財政課長	辻本知也君	生涯学習課長	東條信也君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 議案の訂正

日程第2 一般質問

- ・ボランティアについて……………斧田秀明君
- ・DXの推進について……………建石良明君
- ・ふるさと納税について……………中村直幸君
- ・自主財源の確保と活用について……………森田忠彦君
- ・台湾有事は日本の有事……………辻本 馨君
- ・特別支援学級の充実を……………藤井千代美君
- ・住民の声が生きる太子の森に……………西田いく子君
- ・女性が活躍できる太子町に…………… 〃
- ・帯状疱疹について……………辻本博之君
- ・太子町の安心安全な街作り…………… 〃

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席されていますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、議案の訂正について説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長(小角孝彦君) おはようございます。

今定例会に提出させていただいております議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算の訂正についてご説明申し上げます。

予算書6頁、第2表債務負担行為の図書システム整備事業の期間でございます。令和5年度から令和6年度までとなっておりますが、正しくは令和6年度から令和10年度まででございます。この誤りに気づきましたのが議案提出後でございましたので、所定の手続きを取らせていただき、訂正をお願いするものでございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山田 強君) ただいま議案の訂正について、内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案の訂正について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山田 強君) ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、委員会付託を省略いたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山田 強君) ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案の訂正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山田 強君) ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、承認されました。

○議長(山田 強君) 日程第2、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

[1番 斧田秀明君 登壇]

○1番(斧田秀明君) おはようございます。議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は、太子町のボランティアについての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁よろしくお願いいたします。

厚生労働省のホームページでは、ボランティア活動について次のように記されています。個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においては、その活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員が共に支え合い交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。このため、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進させるための拠点として、ボランティアセンターが社会福祉協議会などに設置されております。ボランティア活動の明確な定義はありませんが、自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する行為とされています。そして、特徴として、自主性、主体性、社会性、連帯性、そして無償性、無給性というんですかね、給与等ももらっていないというふうな形のものですけれども、活動の種類によりまして、最近では、事業の内容によりましては有償で行われるものも増えてまいっております。

ボランティアは、自分の関心のあるテーマ、自分のできることから始められるという身近な活動でございます。そして、活動する人が自己実現を図れる活動であるだけでなく、活動を通して住民のボランティア活動や社会貢献活動、福祉活動等への関心が高ま

り、共に支え合う地域社会づくり、共生社会の実現につながることも期待されています。ボランティアは、地域や社会により良くしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。

さて、太子町のホームページをボランティア活動で検索すると、公共施設の美化活動ボランティア活動を行う団体を応援します。太子町アドプト活動プログラムというふうになっております。太子町では、町が管理する道路、公園、河川などについて、町会、自治会、企業、グループなどが自主的に行う美化活動、清掃などを支援する太子町アドプト活動プログラムも行われています。太子町の玄関口である上ノ太子のロータリーで、1年中花のあるまちづくりの会の皆さんが、季節ごとに咲くきれいな花を届けていただいておりますと紹介されています。

そこで、質問です。太子町におけるボランティアの実態はどのようになっているのでしょうか。把握されている状況について教えてください。どのようなボランティア活動がどのような担当部署で行われているのでしょうか。そして、現在の太子町のボランティア活動が抱えている課題は何でしょうか。答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） おはようございます。ボランティアに関する斧田議員のご質問に対しまして、健康福祉部の多くの事業におきましてボランティアにご参加、ご活動いただいておりますことから、私のほうでご答弁申し上げます。

本町が把握しているボランティア活動の状況ですが、直近の調査では、町が行う事業に参加されているボランティア団体数は22団体で、健康に関する分野で、健康づくり応援団ほか9団体、福祉・障がい・高齢者の分野で、寿喜菜の会ほか3団体、合計14団体となっています。また、環境、農業、子ども、教育、観光などの分野で8団体が参加されているほか、町社会福祉協議会のボランティアセンターには8団体の登録があります。更に、クリーンキャンペーンや広報サポーターのように個人で参加いただけるものなど、様々なボランティア活動があります。

住民がボランティア活動を通じて社会的役割を持ち、生きがいを感じながら住み慣れた地域で生き生きと生活できるまちづくりを進めていくことは、行政が住民協働を図っていく上で重要であります。一方で少子高齢化や人口減少に伴うボランティア活動の担い手不足が深刻化しており、住民のボランティア意識の向上と担い手づくりが喫緊の課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 答弁をいただきました。答弁者というふうな形の中で健康福祉部長のほうから答弁をいただいたんですけども、役場の各課に均等にボランティア団体が分布しているのではなく、先ほどの説明のとおり、いきいき健康課をはじめとする健康福祉部や社会福祉協議会に関係するようなボランティア内容になっているようですね。また、役場や地域が実施している事業や行事にピンポイントでサポートするような内容もあるということです。

インターネットでボランティアを検索しても、最初に厚生労働省のホームページが出てくるといのが見られるというのは、太子町だけでなく全国的にもこういう健康や福祉分野になっていることが想像できます。最近ボランティア活動をされている方々から、いつまでも私たちは頑張りたいが、体力的精神的な理由で活動を継続していくのに不安を持っているというふうな相談を受けることが多くなっております。答弁の中でも喫緊の課題として、ボランティア活動の担い手不足が深刻化しており、住民のボランティア意識の向上と担い手づくりであるとおっしゃられました。

今後の取組として、役場だけでなく、ボランティアセンターがある社会福祉協議会とどのような形で連携していかれるのか、そして、役場での窓口として住民の皆さんがボランティアに関係する興味を持たれたり、質問されたときにはどこの部署に問い合わせたらよいのでしょうか。中々住民の皆さんが役場に連絡するというのは意外と結構勇気が要るものです。的確につなげていただきますようお願いをしたいと思います。

それから、太子町のボランティアに関する情報を住民の皆さんに様々な機会を通して、話題を提供していただけるよう、お願いしたいと思います。

続いて、地域活動についてもどのように今後進められるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） ボランティア活動の将来展望についてのご質問でございます。

ボランティア活動の充実に向けた取組につきましては、社会福祉の推進を目的に、包括連携協定を締結している町社会福祉協議会と令和3年3月に地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定し、お互いに町の将来展望を共有した上で、役割を分担して

連携、協力した取組を進めているところでございます。

喫緊の課題であるボランティア活動の担い手づくりにつきましては、ボランティア活動の充実を図るとともに、幅広い年齢層からの参加を促すための様々な事業や支援を実施しながら、若い世代が地域のボランティア活動の担い手となれる環境づくりを進めていくことが必要となっております。

具体的には、現在支援を必要とする人とボランティアをスムーズに結びつけるため、各課及び事業ごとに管理しているボランティア情報を秘書政策課において一元管理する取組を進めているところです。

今後、広報たいしや町社会福祉協議会の広報紙ふれあい、町ホームページ、公式LINE等を活用し、ボランティア活動に関する情報提供に努め、意識の高揚や醸成を図るとともに、身近な地域でのボランティア活動ができるよう、地域のサロン活動や居場所づくりを促進し、地域におけるボランティア活動の拡大を図ってまいります。更に、町会自治会等の地域組織や民生委員、児童委員、地域における高齢者や児童生徒への見守り活動に、若い世代や元気な高齢者の参加を促すため、地域におけるキーパーソンとなるコーディネーターやリーダーの育成を進めつつ、多世代がともにボランティア活動の担い手となれる環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 答弁をいただきました。役所、行政と社会福祉協議会が力を合わせて取り組んでいくとの答弁もいただきました。そして、ボランティア情報を秘書政策課において一元管理する取組を進めているとの答弁でもあり、今後においてもボランティア担当課だけで取り組むのではなく、全庁を挙げての取組をぜひともお願いしたいと思います。

ボランティアとは、自分の意思で行うものであり、誰かに強制されたり義務で行ったりするものではなく、自分の考えで取り組んだり、既存の活動に参加したりするものです。だからこそ多様な問題を柔軟に取り組むことができ、人の心に働きかける力を持っています。そして、自分のための活動ではないけれども、様々なことが得られることがあります。ボランティアは、自分以外のほかの人たちに、社会の利益のために取り組むような活動でもあり、対価を得ることや自分が満足することを目的とした活動ではありませんが、活動を通じての感動や喜び、発見、また知識や技術に対して充実感や達成感

などが得られたり、活動そのものから楽しみを得られたりします。人や社会との関わりを多くの人たちと知り合ったり協力したりすることで、幅広いつながりが得ることができま

す。今、この状況をライブ配信でもご覧いただいている皆さんにもぜひともお伝えしたいというのが、これまで太子町に住んでいたが知り合いもないし思い入れもあまりないと言われる方に特に呼びかけたいと思います。ボランティアをしませんか。これから子どもの、これは子どもの安全見守り隊や青パト隊の皆さんから聞いたような話なんですけれども、今まで挨拶もなかった子どもたちが「おはよう」であったりとか「ただいま」とか「ありがとう」の感謝の言葉を言われると、不思議なことに子どもたちにやっていたはずが、子どもたちから生きる力をもらっているような気がするという話でした。

ボランティア事業は、住民の皆さんの協力があって取り組むものなんですけれども、それにプラスして、行政のほう、役場では、住民の皆さんに情報の提供や既存のボランティアとのマッチングというふうなこと、また、先進事例の研究についても取り組んでいただくことをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、2番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） 議席番号2番、大阪維新の会の建石良明でございます。

本題の質問に入る前に、来年度の当初予算に盛り込まれた学校給食の無償化について、一言申し上げたいと思います。

昨年12月議会において私は一般質問で、田中町長は任期が残り1年となる中、残された課題である学校給食費の問題について、今後の方針を伺いました。町長からは、ふるさと太子応援寄附金の活用も視野に入れ、財政バランスを考慮しつつ、無償化を実現すべく検討し、令和5年度予算で具体的な内容を示すとの明確な答弁をいただきました。

これを受け、今回、令和5年度当初予算案では、ふるさと納税寄附金をうまく財源に活用し、町立幼稚園や小中学校における給食費の無償化の経費4千700万円が盛り込まれました。改めて、子ども・子育て施策の充実に対する田中町長の強い思いに敬意を表するとともに、町政運営の手腕を高く評価いたします。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。今回の質問は、DXの推進につい

て。1として、マイナンバーカードの普及促進について、2として、町におけるDXの今後の取組についてであります。

まず、マイナンバーカードの普及促進について伺います。マイナンバーカード制度とは、行政手続き等における特定の個人を識別するための制度です。行政機関の情報連携により、各種の行政手続きにおける添付書類の省略などが可能となります。また、マイナンバーカードは、民間サービスでの本人確認の身分証明書として利用できます。国では、令和5年3月末までに、マイナンバーカードをほぼ全国民に行き渡らせることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大と国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援策を行うなど、一人でも多くの方々に対して、マイナンバーカードを普及させるように取り組むことを求められてきたと思います。

マイナンバーカードの利活用について改めて考えますと、本人確認のための身分証明書、健康保険証の利用、新型コロナワクチンの接種証明書、更には今年1月から始まったコンビニエンスストアでの住民票の写し等の取得、オンライン手続きでは確定申告や転出の手続き、不在者投票用紙の請求ができ、住民の方が役場に出向かずに、また申請書を書かずに自宅等で手続きができるようになっており、利便性が向上してきたと実感しているところであります。

そこで、本町においても、昨年から一部業者委託に加え、職員の並々ならぬ努力もあり、本町のマイナンバーカードも多くの方々へ普及されていると聞いておりますが、現在の本町のマイナンバーカードの申請率及び交付率、また、これまでマイナンバーカードの普及促進のために取り組んでこられたことや、いまだに取得されていない住民の方々に対して、今後、どのような支援策を行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） マイナンバーカードの普及促進について私のほうからご答弁申し上げます。

本町のマイナンバーカードの普及状況でございますけれども、国が公表しております令和5年2月末現在の申請率は、国平均と大阪府平均がともに約72%に対しまして本町では約74%と、国や大阪府の平均をやや上回る状況となっております。

次に、交付率でございますが、国平均で約64%、大阪府平均で約63%、本町では約70%となっております。令和4年8月末現時点、大阪府内で上から42位の交付

率であったところを、今年2月末には府内4位となり、大幅に順位が上がったことはこれまでの本町の取組が実った結果ではないかと考えております。

本町の取組としましては、広報たいしや町ホームページ、防災行政無線、太子TV、公式LINEなどによる周知のほか、マイナンバーカード普及促進案内を全戸配布するなど、あらゆる機会を通じて取得を呼びかけてまいりました。昨年9月からは、国の補助金を最大限活用しまして、一部窓口業務の業者委託を行い、役場1階に特設会場を設置するとともに、新型コロナワクチン接種などに合わせて、土日祝日にも窓口を17回開設、更には職員や委託業者が休日に商業施設へ出向く出張申請窓口も5回開設、加えて職員が保育園や幼稚園などに出向き、申請サポートやマイナポイント申込みのサポートを行うなど、普及促進に向けて取り組んでまいりました。

とりわけ業者委託により設置した特設会場等では、顔写真撮影やオンライン申請等の申請サポートを実施し、マイナンバーカードを役場窓口で受け取る交付時来庁方式に加えまして、申請受付時に本人確認をすることで、マイナンバーカードを後日郵送で受け取ることができる申請時来庁方式を実施し、きめ細やかなサポート体制を行うことで、多くの住民の方々にマイナンバーカードを取得いただきました。

マイナポイントを受け取ることができるマイナンバーカードの申請期限は令和5年2月末まででしたが、マイナポイントの申込み期限は5月末までとなっていることから、今後も引き続き、国の補助金を活用しまして、業者委託や会計年度任用職員の任用を行うことで、4月に行われる選挙の期日前投票日である3月26日に休日窓口を開設するとともに、4月に1回、5月にも2回、休日窓口を開設しまして、申請サポートやマイナポイントの申込みサポートを実施するなど、更なる普及促進に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） マイナンバーカードの取得のための普及促進を種々多面的に行われ、申請率、交付率は府内で大幅に上昇したことは大いに評価いたします。

マイナンバーカードは、今後、スマホにカード機能の搭載（2023年5月開始予定）、運転免許証、電子処方箋と一体化（2024年度末予定）など、住民の皆さんにとって一層便利になります。一部住民の方にはセキュリティ等の面から不安視されて取得をためられますが、政府発行のパンフレット等を活用して不安を取り除き、より以上の普及促進に努められますようお願いしておきます。

次に、町におけるDXの今後の取組について質問いたします。

私は、令和3年12月議会の質問において、太子町のDX、すなわちデジタルトランスフォーメーション推進について。これまでの取組状況と今後の取組はという設問で質問いたしました。住民にとって、耳慣れないなじみの薄い文言でしたが、答弁では、住民サービスの向上に寄与するDXの推進に向け、全庁的に取り組んでいくとのことでした。

今回、再度の質問を行います。新型コロナウイルス対応において、地域、組織間で横断的にデータが十分に活用できない等、様々な問題が明らかになったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタルトランスフォーメーション、DXが求められています。こうした認識に基づき、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が、令和2年12月に閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいと考えます。

本町においても、これまで環境整備の分野で、職員のオンライン研修や会議を行うための設備や、庁舎1階住民ホール及び万葉ホール、生涯学習施設に公衆無線Wi-Fi環境の整備を行いました。情報発信の分野では、庁舎ほか公共の施設に計10台設置した電子掲示板であるデジタルサイネージの活用、包括連携協定によりF.C.大阪と協働する太子TVにおける動画での情報発信を行い、更に業務の効率化の分野では、AIによる議事録作成支援システムや職場内コミュニケーションツールとして、ネットワーク上でリアルタイムに職員同士が情報交換等を行えるチャットシステム、議案書等の電子化を行う議会ペーパーレスシステムの導入を行い、自治体DXを推進してきました。

しかし、デジタル化の恩恵を全ての住民や地域に行き渡らせ、実感のあるものとして、真の意味でデジタルの持つ力を町の魅力につなげていくには、更なる自治体DXの推進が必要であると考えます。

以上のことから、太子町の自治体DXの推進における、今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 太子町のD X推進への取組についてご答弁を申し上げます。

政府においてはデジタル田園都市国家構想を掲げ、令和4年以降も自治体D Xに関連する重点計画や基本方針が示されたところですが、現在、本町では、令和4年9月に改定された自治体D X推進計画に基づき、重点取組事項である自治体の情報システムの標準化共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化などの事業を推進しているところでございます。

今後の具体的な取組としましては、住民から町に対して行う各種申請や申込みなどについて、既に導入、運用を開始し、就学援助費、新入学用品費受給申請や会計年度職員応募エントリー、各種イベントの申込みで活用をしております。

オンライン申請フォーム作成システムの利便性を更に向上させるべく、機能の拡充を図ってまいります。拡充する内容としましては、オンラインで住民票及び戸籍謄本などの証明書が申請できる公的個人認証機能、手数料や利用料を必要とする申請などで支払い機能をプラスしたオンライン決済機能、申請者が自身のマイページで申請の履歴や進捗状況の確認が可能となり、町の許可証をファイル添付することにより、郵送によらず、申請者に交付できるデジタル窓口機能を予定しております。

これら新機能の導入により、対面での本人確認が必要であった各種申請手続きや金融機関窓口での手数料及び利用料の決済、更に町による使用許可証等の交付手続きについて全てオンラインで完結いたします。住民の皆様に影響する具体例としましては、住民票、戸籍謄本、所得証明書などの申請手続きを予定しております。

更に、次年度は、大阪府が主導する大阪府デジタル人材シェアリング事業にも参加する予定でございます。大阪府デジタル人材シェアリング事業とは、大阪府が調達を行う専門分野にたけた外部人材と府内参加市町村がそれぞれ契約を行い、希望する支援メニューについて助言や提案、支援を受ける事業で、本町においてはB P R（業務改革）支援を受け、現状ではオンライン化が困難な申請手続きについて、業務自体の見直しや課題の解決を図り、より多くの申請メニューをオンライン化してまいります。

今後も、高齢者の情報格差の解消を目的としたスマホ講座の実施や、公式L I N Eでのプッシュ通知などを活用した情報提供及び来庁予約受付を引き続き行うなど、より多くの住民の皆様にデジタル化による利便性の向上を実感していただけるよう、全庁的にD Xを推進してまいります。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） DXを役場庁舎内で活用することにより、住民の方々が便利になるということがよく分かりました。今後もオンライン化が進み、住民の皆様にデジタル化による利便性の向上を実感していただけるよう、役場全体にDXを推進していくとのこと。私たち議員も1人でも多くの住民の皆様に、周知、広報に努めていきたいと思えます。

今後は、農業関係、観光施策等、幅広い分野において自治体DXを推進されていくと思いますが、大いに期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、3番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔9番 中村直幸君 登壇〕

○9番（中村直幸君） 議席番号9番、自由民主党会派の中村直幸でございます。

ふるさと納税についてを質問させていただきます。

1番目といたしまして、ふるさと納税の返礼品及び経費について、また2番目として、本町のこれからのふるさと納税についてお尋ねいたします。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁のほど、お願いいたします。

ふるさと納税は、応援したい自治体に寄附を行った際に寄附金の金額の2千円を超える部分が所得税や住民税から原則として納税額の一定の範囲内で控除される制度であります。寄附の返礼品として地域の特産物などがもらえる魅力的な制度であると感じております。

全国、どこの自治体においても寄附することができ、また、寄附を受けた自治体はまちづくりのための資金として有効活用できることから、近年、自治体間ではどのような工夫をされればより良い寄附をもらえるのかといった返礼品競争の激化も見られるようでございます。

その中で、国は返礼品の基準などを設けており、今日の制度を構築してきました。しかしながら、先月の読売新聞での報道もありましたが、令和3年度に全体の8%に当たる138の市町村、自治体が国の示す基準を守っていない自治体がありました。ルールを守っていない納税制度であると思えます。

本町では、国の制度を守り、しっかりと管理されていると思えますが、どのような基

準の下で事業を展開されているのか、お答えください。

また、本町のふるさと納税の実績額が令和3年度では1億円を超える寄附が集まり、令和2年度と比べて大きな伸びを示し、大いに評価できます。それには、フジ医療器のマッサージチェアやフットマッサージャー、太子カントリークラブのゴルフプレーヤー券、好月堂のお菓子、その他ブドウ、ミカンやその他のチケットなど、町内事業者の協力もあり、返礼品が充実しているとのことだと思います。財政が厳しい状況下において、財源確保の点からも非常に喜ばしいことであると思っておりますが、今年度の実績はどのような状況でしょうか。

また、令和5年度太子町施政方針では、豊かな自然、歴史とともに育つ誇りあるまちづくり、施政方針の中について「コロナ禍の中、物価高騰による子育て世帯の経済的支援を軽減するとともに、育ち盛りの食育を支える活力あふれる子育てしやすいまちを実現するため、全国から寄せられたふるさと納税とたいし応援基金、いわゆるふるさと納税の寄附金を活用し、町立幼稚園及び小中学校の給食の無償化に取り組んでまいります」と町長は述べられていますが、ふるさと納税の寄附金はここ2、3年で大きな金額になっていますが、これが将来永続的な歳入として見込めるとは思われません。学校の給食の無償化は田中町長の公約でしたが、寄附金が減ったときのことも含めて、これからのふるさと納税についてお答えください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ふるさと納税について、私のほうからご答弁申し上げます。

ふるさと納税制度は、議員ご指摘のとおり、納税制度を通じて、生まれ故郷や応援したい地域などへ貢献できるもので、各自治体は、国の定める一定のルールの下、運用に当たっております。返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘など地域経済の活性化に資することが求められていることから、地域で生産された物品や役務が提供されることが条件となっております。また、令和元年度にふるさと納税制度が改正され、その調達費は寄附額の3割以下、また返礼品の調達費以外に要する費用、一般的には送料や仲介サイトに支払う手数料、広告費などを含めた経費の総額が該当しますが、これは全体の5割以下という基準が設けられております。例えば寄附額10万円に対して調達費は3万円以下に、全ての経費を5万円以下に抑える必要があります。

本町の令和3年度の実績でございますが、全国から1億1千183万9千円の寄附を

頂き、返礼品調達費は合計3千278万2千364円で29.3%、経費の総額は5千140万8千66円で46%となっており、基準内に収まっております。

自治体間の返礼品競争の過熱が問題視されているとのございますが、国が示すルールをしっかりと遵守し、自主財源の確保と、より多くの方に本町をアピールする機会につながればと考えております。

また、今年度の状況でございますが、新たな返礼品として、アウトドア用テーブルやブロックチェーン上で複製ではないことを証明する最先端のデジタル技術を活用したNFTアートを加えるなど、返礼品のラインナップを約40品目から約70品目まで増やしました。更に寄附者のデータ分析のもと、ターゲットとなる所得層への戦略的なインターネット広告や、雑誌への返礼品掲載などに取り組んでまいりました。2月末現在の寄附額は、返礼品の送付が完了しているもので3億510万3千円、返礼品調達費は、合計8千896万92円で約29.1%となっております。経費につきましては、返礼品の配送が完了している、していないなどの理由で数字が確定しておりませんが、概ね昨年度と同じ46%程度となる見込みでございます。

なお、全国の皆様から頂いた寄附は、当該年度の事業に充てたものを除き、一旦ふるさと太子応援基金に積み立て、一定額に達しましたら計画的に基金を取り崩し、まちづくりのための資金として活用させていただいております。

令和5年度には、当面の事業費を確保できたため、予定しております町立幼稚園及び小中学校の給食無償化をはじめ、未就園児の一時預り利用支援などに要する経費としても活用させていただくこととしており、本町を応援していただいた皆様からの思いを最良の形で効果的に活用してまいりたいと考えております。

今年は既に昨年度の3倍以上、令和2年度の270倍以上となる寄附を頂いておりますが、引き続き、全国の皆様から応援の声をいただけるよう、3月1日付で国内最大級のクラウドファンディング事業者であるCAMPFIREともパートナーシップ協定を締結しており、令和5年度には、新たなふるさと納税型クラウドファンディング事業を展開してまいります。今後も創意工夫を重ねながら、全国に本町の取組や魅力をアピールし、ふるさと納税制度の本来の趣旨である地域経済への貢献や地域活性化など、地域創生につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 中村議員。

○9番（中村直幸君） ご答弁ありがとうございます。ここ数年の本町のふるさと納税の躍進ぶりは大変喜ばしいことではありますが、多くの寄附をされた方々に対して、厳しいルールの中でしっかりとルールを守って、返礼品などについてご協力いただくことを含めて、職員の皆様方が日々太子町を愛する頑張りと思ひまして、本当にこのふるさと納税については評価できると思っております。引き続き返礼品の充実を図り、本町の自主財源確保に貢献いただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、4番目、森田議員の質問を許します。

森田議員。

〔5番 森田忠彦君 登壇〕

○5番（森田忠彦君） 議席番号5番、自民クラブ森田忠彦でございます。

通告に従いまして、今回、先ほどの中村議員の質問とちょっと重複するかと思いますが、自主財源の確保と活用について質問いたします。

近年の本町ふるさと納税の取組は、過年度から比べても大きく飛躍したものであり、大変喜ばしいことでもあります。ここ数年の寄附額の推移は、令和2年度は135万8千円、令和3年度では大きく増えて1億1千183万9千円と、目覚ましい伸びを示しております。令和4年度では、3億5千万円を超える寄付を頂いていると聞いております。今後も、まだまだ増えるかと思いますが、これも町長、職員の皆様の頑張りをお評価するものであります。一方、寄附への積立ても、令和3年度末の決算で約1億5千万円と、昨年度以上の蓄えもできているかと思いますが、令和5年度では、この基金をどのように活用していくのか、田中町長の手腕の見せどころであるかと思ひます。

令和5年度の施策の取組として、町立幼稚園や小中学校の給食費の無償化に取り組まれることは、子育てのまちを標榜する太子町として、大きな前進ではありますが、学校給食の無償化は、近隣市町村をはじめ、実施している自治体が多いのも現実としてあります。

そこで、お尋ねします。他の自治体を実施していない先進的な施策や独自の施策は検討しておられるのか、お答え願ひます。例えば、私立幼稚園を含めた就学前施設を利用する子どもたちの給食費の完全無償化を実施している市町村はあまりないと思ひますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。申し上げるまでもなく、今多くの市町村では、少子高齢化、人口減少が共通の課題であります。私もその対策として、生産年齢

人口を増やすことが効果的であると考えています。その中で、これからは一歩先んじる太子町独自の施策を打って出ることが重要であると思います。本町の生産年齢人口を増やす施策について、どのようにお考えであるのか、お尋ねいたします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 自主財源の確保とその活用に係るご質問について私のほうからご答弁申し上げます。

ふるさと納税の取組により全国の皆様から頂いた寄附金は、一旦ふるさと太子応援基金に積み立て、本町のまちづくりのための財源として計画的に活用させていただくこととしております。

令和5年度の学校給食費の無償化につきましても、寄附者の意向を踏まえ、未来を担う子どもたちの健やかな成長に関する事業としてこの基金を活用してまいります。

ご質問の私立保育所、幼稚園等を利用する子どもの給食費完全無償化の件でございますが、給食費のうち主食費につきましては、施設の規則で定められた金額が保護者と各施設との利用契約に基づき徴収されております。一方、副食費につきましては、国の幼児教育・保育の無償化が開始された令和元年10月から、月額4千500円を上限に、町内町外の私立園を含めた特定教育・保育施設と新制度未移行園を利用する全ての3歳児から5歳児を対象に助成しております。この副食費の補助事業は、町独自の取組として、所得制限のある国の制度を超え全世帯に拡充しており、私立幼稚園等を利用する保護者の方々の副食費のご負担はございません。

以上のことから、現状では主食費のみご負担いただいておりますが、主食費につきましては、公定価格による費用が定められている副食費とは異なり、それらの金額は契約当事者である施設と保護者の間で決められるべきものであることから、無償化することは予定しておりません。

しかしながら、長引く物価高騰の中、子育てに係る経済的負担は増大しているというふうに認識しておりまして、今後におきましても、引き続き住民ニーズに合った有効な経済的支援策について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、生産年齢人口を増やす取組につきましては、先駆的な施策として、これまでも、新婚新生活支援事業や、小中学生の英検補助事業などを実施してまいりました。加えて、定住促進施策である3世代同居・近居支援事業をはじめ、子育て世帯への支援として、入学祝い品贈呈事業などにつきましても、ふるさと太子応援基金を活用し実施している

ところでございます。

生産年齢人口の増加のために先進的な施策を、とのご質問でございますが、少子高齢化と人口減少の問題は全国共通の大きな課題であるとともに、前例踏襲の施策を繰り返しては解決できないものと認識しております。一方で、本町では多様化し複雑化する社会課題の解決を図るため、令和3年7月に公民連携デスクを立ち上げ、公民連携に積極的に取り組んでまいりました。近年の本町のふるさと納税の寄附額が大幅に増えた要因は、まさに住民、民間企業等や行政によって、三方良しの連携協働を目指し、様々なステークホルダーとの積極的な対応を進めてきた延長上にあるものと考えております。

生産年齢人口の増加のためには、他地域からの転入策の充実はもちろんでございますが、まずは住民の皆様が住んで良かったと思っていただけるよう、基金を活用しながら、魅力あるまちづくりを進めることが重要であると考えております。その上で、これからも様々なステークホルダーとの協働を通じまして、社会課題の解決を図りつつ、分野を越えた先駆的な取組につなげてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 森田議員。

○5番（森田忠彦君） ご答弁ありがとうございます。

保育園、幼稚園等を利用する子どもの給食費完全無償化の件は前向きに検討しますという答弁を期待していたのですが、保育園、幼稚園の給食費無償化は検討しないという答弁で、非常にがっかりしています。せつかく、町長、職員が頑張って何億円という自主財源を確保しながら、令和5年度の予算では4千700万円を計上して、小中学校、また町立幼稚園の給食費完全無償化をするのであれば、あともう一步踏み込んで、保育園、私立幼稚園の無償化はできると思います。また、今回、基金が十分あって3億円程度の利息のない貯金から元金が担保される国債や電力債に投資されようとしているが、それは賛成ですが、その一部を使うことで可能です。

また、昨日の新聞で、自民党の茂木幹事長は、少子化対策の一環として、公立小中学校の給食費無償化を言っておられたので、多分予算化され、4千700万円も一般会計を使わず国費で賄えると思います。

4か月ほど前に、民放で放映されました大阪市町村の知名度ランキングで、太子町は最下位でした。前の町長のときも、私は委員会でも、せつかくいい行政をしているのだからもっと目立つことをやってください、内容だけでも目立つようなことをやってくださいと訴えました。例えば人口減少対策として、生産年齢の人口を増やす取組として、転

入定住促進施策として、3世代同居・近居支援事業などに支援金などを、浅野町長の時代からされておりますが、その内容は、新築、改築する場合、50万円の補助です。ちなみに河南町では100万円。これでは太子町に住もうか河南町に住もうか選択している場合、少しでも金額の多いほうを選択するのは当然です。

令和5年度の予算では財源も増えたので河南町と同じぐらい100万円にしたのかな、またそれとも上乘せされたのかなと思いきや、何年も前からの50万円のままで。これではせっかくの施策は意味がありません。せっかく何でも使える自主財源を確保されたのでありますから、太子町としての存在感を示していくためにも、前向きに知恵を絞って取り組んでいただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて森田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（山田 強君） 再開いたします。

次に、5番目、辻本馨議員の質問を許します。

辻本馨議員。

〔8番 辻本 馨君 登壇〕

○8番（辻本 馨君） 議席番号8番、自由民主党の辻本馨でございます。

通告に基づき、台湾有事は日本の有事について、質問いたします。

現代に生きる我々日本人にとって、戦争を身近に感じて日々の生活をしている方はほぼいないのではないのでしょうか。ニュースで、世界の各地で紛争している映像を見ても、これが明日の日本の姿だと感じて生活している人も皆無だと思えます。ふだんの生活と戦争は全く関係がないものと捉えている人がほとんどだと思えます。しかし、こうした考え方は改める必要があると考えます。

私たちは、昨年7月8日白昼に、偉大なる国家指導者を凶弾で失いました。元内閣総理大臣安倍晋三閣下であります。この類いまれなる政治家が残した功績は、安全保障の分野だけで、平和安全保障法制の成立、国家安全保障会議と国家安全保障局の設置や、外交面では、自由で開かれたインド太平洋構想など、我が国の国益のために身を賭して戦ってくれた政治家でありました。その安倍元総理が生前口にしてきたことが、今日

のウクライナは明日の台湾、日本であり、台湾有事は日本の有事であると言われました。

古来、我が国は朝鮮半島をめぐる幾度となく対外戦争を繰り返しました。日清、日露の戦役、ひいては大東亜戦争であります。地政学から見た我が国は、どうしても隣国である中国やロシアと向かい合わないといけない位置にあり、先人たちは血のにじむ努力をして、我が国の平和と独立を守ってきました。そして、今日、我が国周辺をめぐる世界情勢が大きく動く転換期に入ってきました。戦後最大の危機を迎えんとしているわけです。2027年までに台湾統一を目指す習近平政権は、国防費を増強し、東シナ海や日本海で活発な活動を繰り返し広げています。力のない外交は無力と同じであり、現在の私たちの安全保障はアメリカとの日米安保条約でもっているのが現実であります。中国が軍事侵攻に踏み切った場合、当然、日米安保に基づく武力発動なり、甚大な被害を受けることになります。

本年2月24日金曜日、日経新聞朝刊2面目の記事によると、台湾有事リスクの高まりを踏まえ、日米の民間シンクタンクが、2022年から2023年にかけて、相次ぎ、中国が台湾に武力攻撃をしかける想定で机上演習をした。いずれも中国は制圧に失敗するものの、自衛隊や米軍に甚大なる被害が出るとの結果が出た。それによると、アメリカ有利だった戦力差が縮まっている状況も浮き彫りになった。演習は、2026年に中国が台湾上陸を試みることを起点とした。演習では、中国は米軍の利用する自衛隊基地に攻撃を計画したことが分かったため、日本が自国に危機が及ぶと判断する存立の危機事態に認定し、海上自衛隊の護衛艦や、航空自衛隊のF35戦闘機を使って、中国に対し攻撃した。シミュレーション上は中国は劣勢となり、戦闘は2週間余りで終息する見立てとなった。中国側の被害として、空母2隻を含む156隻の艦船、戦闘機168機、大型輸送機48機などを失うと試算し、人的被害は4万人になると見積った。中国による台湾軍事制圧は避けられたが、自衛隊、米軍、台湾軍ともに甚大なる被害が出ることが分かった。自衛隊は護衛艦など15隻、F-2やF35など戦闘機144機を喪失、日本の基地も中国からの攻撃対象となるため、隊員2千500人の死傷、民間人の死傷者も数百から千人以上と推定した。当然あくまで机上の上でのことなので、全てがこのとおりになるわけではないが、いざというときに備えなければならない。

そこで、存立危機事態となれば、町としての組織の体制ができていないか、お尋ねしたい。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 有事の際の本庁の組織体制について、私のほうからご答弁申し上げます。

毎日のように、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻のニュースが伝えられる中、台湾有事につきましても、絶対にはないとは言えない状況として捉えております。日本が武力攻撃などを受けたときは、政府により対処基本方針が示され、事態の認定や対処に関する全般的な方針、対処措置に関する重要事項の決定に合わせて、国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体の指定を行うこととなっております。

本町が国民保護対策本部等を設置すべき地方公共団体に指定された際には、町長を本部長とし、副町長や教育長などにより太子町国民保護対策本部等を設置いたします。太子町国民保護対策本部等におきましては、対処基本方針に従い、大阪府国民保護対策本部や、他市町村の対策本部と連携し、また、必要に応じて、自主防災組織や太子町消防団、富田林市消防本部、富田林警察、陸上自衛隊等などと協力しながら、国から発令される警報等の住民への伝達や、同じく国から指示される避難措置による避難誘導、及び避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町域において、関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進することとしております。

避難につきましても、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、府は町へ通知し、町が住民に伝達します。次に、国が要避難地域と避難先地域を定めますので、これを受け、府は主な避難経路と交通手段を示し、町を通じて避難指示を行い、町が住民を避難誘導することとしております。

住民の避難や救援等に必要な物資及び資材の備蓄につきましても、太子町地域防災計画で定める備蓄品や備蓄基準等を踏まえて整備を図るなど、自然災害を対象とした本町の防災とも連携した備えを図っているところでございます。

備蓄品のうち、食料の備蓄でございますが、本町が直下型中央構造線地震に見舞われた際の想定避難者数を基に算出した基準食621食に対し、現在千食の備蓄を行っております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 町長が対策本部長として陣頭指揮を執るのは当然として、危機管理能力がどれだけ発揮できるかが問われるのであります。誰でも出くわしたことの無い、

予想外の出来事、まさかあろうはずがない出来事が起こったと考えられることが危機です。台湾有事において、本町にも、ミサイル攻撃を受けた場合どのような対応をしなければならないか、お尋ねします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 本町にミサイルが落下し、被害を受けたときの対応についてでございますが、本町において被害が発生しているときは、的確な避難誘導、要配慮者の保護を行うため、被害状況を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行ってまいります。そして、関係機関において情報を共有し、人命確保を最優先に、人材、物資等、災害対応に必要な支援を適切に配分することとしております。

なお、どのような状況に陥った際も、町長として自ら先頭に立ち、あらゆる手段を尽くして住民の生命と財産を守るために取り組んでまいります。

復旧の段階では、最優先事項として、ライフライン施設等の早期復旧を行うため、町内の土木、水道、解体などの事業者による太子町災害活動支援隊と、災害時における応急対策等への活動支援に関する協定を締結し、協力体制を整えております。また、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援に努めてまいります。

大阪府域や周辺地域に被害があった場合につきましては、国、府の指示により、避難住民の受入れや応援の準備を行うこととしています。

いずれにいたしましても、被害範囲の把握、被害の拡大状況など、町単独では情報を得ることは困難であり、また、広域的なコントロールが不可避であるため、国の対応決定と府を通じた指示を踏まえ、町としましては住民の生命と財産の保護を最優先に、避難や救援を行うとともに、近隣市町村との協力体制の確立などの対処を行ってまいります。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 私たちの国は、四面を海に囲まれた島国です。そして、日本は世界でも類を見ない、エネルギーや食料をほとんど自給できていない国です。つまり、多くを輸入に頼っているわけであり、台湾有事が勃発して台湾海峡を封鎖されたら、海上交通路、いわゆるシーレーンが取られてしまい、我が国は一貫の終わりなのであります。

2022年8月に、英国の科学誌ネイチャーフードで発表された報告によると、核戦争が勃発して世界に食料生産が減少し、物流を停止した場合、日本の人口の6割、約7千200万人が餓死する。それは全世界の餓死者の3割を占めるというものでした。

我々は生きる上で最も大切な食料を失うわけであります。戦争は絶対に避けなければならないのです。

いにしへの兵学書に、「兵は国の大事であり、死生の地、存亡の道なり。察せざるべからざるなり」とあります。これは、今ふうに訳すと、戦争というのは国家にとって最重大事であり、多くの国民が生きるか死ぬかをかけて戦い、国家が存続できるか滅びるかということ突き詰めるので、君子はよくよく考えなければならないということです。

私たちは、こうした議論が真剣になされてきたとはよほど言い難いぐらい、平和ぼけた国民になってしまいました。しかし、現状考えられる最善の方策を取らねば本町の住民を守れないのであります。恐らく現状の地域防災計画では対応できないと思います。例えば対策本部に別組織を編成する。そこには、災害復興支援推進室、災害廃棄物対策室、地域生活支援室と遺体搬送班を設置する。また、地域生活支援室には、物資供給班、避難所管理運営班、一時避難所巡回情報班、安否確認班、入浴施設運営班等を編成して事に臨まなければならないのであります。

常日頃より、町内にどれだけの支援業者、建設業や電気工事業者、水道工事業者などの把握や活用なども念頭に置き、訓練する必要があります。訓練していない組織は動けないと言います。不測の事態を想定した訓練をするべきだと思います。困難時に最も頼りになる陸海空自衛隊は、本来の任務に就きます。そうすると、住民を守れるのは我々だと日々思いながら、日常勤務に携わるべきであると思います。

私の質問が杞憂であることを祈り、質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本馨議員の質問を終わります。

次に、6番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 日本共産党、藤井千代美。通告に基づきまして、特別支援学級の充実について、質問します。

文部科学省が、2022年4月27日に、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について通知を出しました。特別支援教育で共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念を構築すること、多様で柔軟な仕組みを整備することです。この通知が、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会などに出され、同内容が、大阪府教育庁から市町村教育委員会に2022年5月10日付で

通知されました。これに伴い、各地で大混乱が起きています。

この通知を知った保護者からは、「息子は特別支援学級で学ぶ時間は少ないですが、特別支援学級があるおかげで学校に通い続けることができました。息子にとって支援学級はなくてはならないものです。通知に触れ、息子の安心できる居場所がなくなるのではと、とても不安です」「うちの子は肢体不自由児です。多くの授業を通常学級で受け、特別支援学級の先生には、階段の上り下りなど、学校内移動時の見守りなどをいただいています。今まで特別支援学級の先生方が行ってくれていた支援は誰が行ってくれるのでしょうか。安心して通えていた学校ですが、来年度からどうなるのか、非常に不安です」など、生きづらさを抱えた我が子を守りたい一心で、特別支援学級への入級を希望する切実な声が上がっています。

文科省通知は、教育そのものが抱える問題、在籍が増える理由の本質に触れられていません。そして、不十分な支援体制の中で大阪の特別支援学級が担ってきた重要な役割についても触れることなく、特別支援学級をよりどころにしてきた保護者の思いを育む内容は一切示されていません。それにもかかわらず、通知や特別支援学級での授業時数を根拠に学びの場の変更を求めることは極めて不適切です。保護者の願いや子どもの状況、地域の実情を踏まえずに紋切り型に切り捨てるようなことがあってはなりません。

そこで、お尋ねします。太子町の磯長、山田小学校、太子中学校の特別支援学級に通う子どもの人数やクラス数、障がいの種別、そして、教師や介助員の人数は足りているのでしょうか。太子町でも、通知によって何か変化はありませんか。また、子どもや保護者、教師に混乱はありませんでしたか、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 支援学級、また、通級指導に関するご質問につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

令和4年度の町立小中学校における支援学級の状況につきましては、令和5年2月現在で、支援学級に小学校で43人、中学校で11人が在籍し、学級数は2つの小学校で8学級、中学校で2学級、計10学級となっております。種別につきましては、小学校では知的障がい児学級が3学級、自閉症情緒障がい児学級が3学級、肢体不自由児学級が1学級、病弱児学級が1学級でございます。中学校においては、知的障がい児学級と自閉症情緒障がい児学級をそれぞれ1学級ずつ設置しております。また、10学級全てに学級担任を置き、教員数は10人と、そのほかに児童生徒の障がいの状態に応じて、

小学校7名、中学校2名の介助員を配置してございます。また、本町在住で、大阪府立支援学校で学ぶ児童生徒数につきましては、小学部14人、中学部8人となっております。

今回議員がご指摘のとおり、令和4年4月、文部科学省より特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についての通知がございました。その中で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことの重要性が示されるとともに、子どもの障がいの状態に合った学びの場と授業内容、時数について適切な判断が必要であることも示されてございます。更に、特別の教育課程の中で、必ず自立活動を実施することも明示をされました。また、学びの場として、通級による指導の更なる活用についてもより教育的効果の高い運用の在り方について検討を行う方向性が示されました。

太子町立小中学校においては、これまでも支援学級への入級や学びの場の決定について、本人や保護者の意向などを最大限に尊重し、丁寧な対応を行ってまいりました。この度の文部科学省からの通知を受け、本町では、支援学級在籍児童生徒の保護者へ文書を配布し、また、各校の校長、支援学級の全ての担任を招集し、通知の内容を説明したところとなっております。それを踏まえ、各学校が支援学級で学ぶ児童生徒の保護者に丁寧に説明する機会を持ち、再度学校と保護者で学びの場と授業内容、時数を検討し、一人ひとりの個別の指導計画を確認いたしました。

現時点においては、本町では混乱が生じているという声はお聞きしてございません。これからも児童生徒及び保護者に寄り添った対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

保護者に対してもきちんと配布について行い、その内容についても丁寧に行っていくという答えもいただいたので、頑張ってもらいたいと思っています。

では、2問に行きます。私も38年間、障がい児教育に携わってきました。今日の特別支援学級になるまで積み上げてきた歴史を知っています。一つひとつの障がいに対して対応する体制が取られました。太子町でも、知的、自閉情緒、病弱、肢体不自由に分かれて教育を行っているとのこと。今回の文科省の通知で、長い歴史の中で勝ち取ってきたことが後退しないのか、心配されています。

1947年に教育基本法、学校教育法が公布されました。盲学校、聾学校、養護学校

への就学が義務化されましたが、重度の障がい者に対しては、就学免除、就学猶予の措置が取られ、ほとんどの場合就学が許可されませんでした。その後、1978年に就学猶予、就学免除が原則として廃止され、重度重複の障がい者も養護学校に入学できるようになりました。私が最初に、1972年頃ですけれども勤務したときは、当時は就学猶予、就学免除の制度がまだ残っていて、学校に来なくてもよいと言われて、障がいを持った児童は学校に行けませんでした。その後、就学猶予免除の制度が廃止され、私が受け持った10歳の重度重複の子どもが、遅くなった入学ですが1年生として学校に通えるようになりました。入学できた、この喜びは大きく、子どもたちの表情は豊かになり、保護者の方も大変喜んでくれました。

また、別の学校に勤務したときの話です。ほとんどの時間、支援学級に在籍する重度の自閉の障がいを持った子どもがいました。私の側から全く離れませんでした。それでも給食は、私と一緒に通常学級で食べることができ、クラスの友達と交流ができました。肢体不自由児の児童の話です。不自由な体でしたが、周りの子どもたちが支えてくれて、一緒に体育大会で組立て体操ができました。本番にうまくできたとき、クラスみんなで喜び合いました。

多くの子ども、仲間と触れ合う中でどんどん成長していく子どもの姿を数多く見てきました。一人ひとりのカリキュラムをつくるのは大変でしたが、子どもたちの成長を見たとき、苦労は喜びに変わりました。発達によって、通常学級の時間、支援学級で学習を受ける時間は変わって当たり前です。通知が特別支援学級での授業時数を根拠に学びの場の変更を求めていることは、これまでの血のにじむような努力を踏みにじるものであり、とても残念です。太子町では、特に今のところ混乱はなく、学習も行われていると言いましたけれども、教育委員会は、積み上げてきた特別支援教育の歴史が根底から崩されようとしている今回の通知をどう捉えているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 支援教育につきましては、共に学び、共に育つを基本に、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、様々な取組を重ねてまいりました。

今回の文部科学省からの通知では適切な運用について示されましたが、答弁冒頭に申し上げたとおり、障がいのある子どもと障がいのない子どもとが同じ場で共に学ぶことの重要性や、子どもの障がいの状態に合った学びの場と授業内容、時数について検討、

判断が必要であることについては、従来の支援教育が目指す方向性と変わることはございません。

また、今回の通知を受け、子ども、保護者、教職員についても、子どもたちに必要な支援を必要な場所でとの方針をご理解いただき、この通知を機によりきめ細やかに個別の指導計画を作成することができました。

教育委員会としましては、今回の通知について、支援学級設置における適切な運用の在り方が示されるとともに、子どもたちの障がいの状態や発達段階に即したカリキュラムの編成と、児童生徒及び保護者の意向に寄り添った個別の指導計画の作成について、より明確な方向性が示されたものと捉えてございます。

本町におきましては、これからも、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導について、保護者、本人と学校が十分に話し合い、合意形成を図りながら支援教育を進めてまいります。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。

競争、管理に傾きをする教育の在り方を是正し、貧しい教育条件のまま、通常学級か特別支援学級か、地域の学校か支援学校か、という二者択一を迫るのではなく、一人ひとりの障がいや発達の状態、教育条件に応じることが可能な基礎的な条件整備を進めていただきたいと思います。

特別支援学級に在籍する障がい児が、通常の学級で受けられる授業時間を週の半分までとする文部科学省の通知は人権侵害だとして、大阪府に住む障がい児の保護者らは、大阪弁護士会に人権救済を申立てました。しかし、文部科学省は通知を撤回しない方針を出しています。私たちは、通知の本質は、障がい児のための教育の充実、合理的配慮のための環境整備を図るものではないと考えます。通知の本当の狙いは、特別支援学級に在籍する子どもの数と学級数を減らし、障がいへの合理的配慮に係る経費を抑えることではないでしょうか。

障害者権利条約は2006年12月13日、国連総会で採択、2008年5月3日に発効されました。日本は2014年1月20日、世界で141番目に障害者権利条約が批准されました。障害者権利条約の批准は、日本が新たなスタートを切った年です。

ところが、今なお、日本は障害者権利条約にふさわしい制度に改善されたのか、障がいのない人との格差がどう縮小したのか、実態が見えてこない状況にあります。

このような状況の中、国連障害者権利委員会は、日本政府に対し、障がい児を分離している現状の特別支援教育をやめることと併せて、4月の文科省の通知を撤回するように強く求めています。障がい児教育は、何十年も地域の人たち、保護者の皆さん、教員など、たくさんの支えがあって、一步一步前進してきました。障がいのある子どもたちが、通常学級、支援学級、支援学校など、どこで学んでいても、一人ひとりの子どもの発達に応じた成長につながる教育、障がいのある子どもを含めた全ての子どもの発達が保障される教育を実現するために、教育委員会として文科省に通知の即時撤回を求めることを要望し、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前 11 時 29 分 休憩）

（午後 0 時 45 分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、7番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、住民の声が生きる太子の森について、質問いたします。

太子町にお住まいの人については、町立生涯学習センターを知ってもらいたい、使っていただきたいという思いから、令和4年7月から令和5年3月までの期間は使用料がかかりませんと、7月オープンから住民の方が無料で利用できていた、この「太子の森」ですけれど、既に4月以降の予約で使用料の徴収が始まっており、4月からの有料化となります。太子町立生涯学習センター設置条例設置目的第1条には、町民の生涯学習を中心とした活動を支援することにより、住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設として、本町に生涯学習センターを設置すると書かれています。7月オープンからの約9か月間でしかありませんけれども、住民活動が推進され、地域のにぎわいが創出でき、町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設としての役割が発揮されたとお考えでしょうか。

オープン以来、設計段階では考えられなかった問題が様々出てきました。私も参加し

ております住みよい太子町をつくる会は、利用者の方々にアンケートもお願いし、集めた声をもとに、この間何度か教育委員会と懇談の場を設けてきました。教育委員会も、サークルの方々の意見を聞く時間も設定しましたし、直接住民の方から聞いていることもあるでしょう。また、町長直通便にも、図書館関係をのぞきましたけれども、センター一部分に関する改善を求める声が、オープンした7月以降で4件届けられています。これまで何団体からどんな意見が届き、改善しているのでしょうか。

住みよい太子町をつくる会の要望書に応えた、1月5日付の生涯学習センター利用に係るお知らせとして回答が届きました。このお知らせに書かれていますが、教育委員会で対応できることで、申請方法の変更、デジタルサイネージの表示を改善、創作室鏡の増設、各階にフロア図の案内を表示、各階トイレに子ども用便座配置など、速やかに対応して下さっています。創作室の鏡はどこにいても姿が見られるようになったと、住民の方も大層喜んでおられます。教育委員会の誠実な対応には感謝いたします。まだ利用が始まって9か月でも随分改善が加えられました。これからも住民の声に応えた対応をお願いしたいと思います。

しかし、これまで声を聞き、改善してきたことは、施設の整備の問題で、最大の要望である料金の問題、無料化を望む声には一切応えていません。そこで使用料の問題について考えていただく前に、まず、現状についてお尋ねします。

2月10日に最後となった、生涯学習施設建設調査特別委員会が開催されました。特別委員会でもらった資料では、オープン前の6月時点で活動団体数58団体、9月時点では68団体と書かれています。2022年7月時点では、スポーツ団体数の把握がされていなかったようですけれども、町内のスポーツ団体と6月末の公民館での活動団体、そして、新しい施設が建てば、新しいサークルも誕生する見込みも含めて、要綱に沿った運営がされている団体に対し、太子町文化スポーツ活動活性化補助金が交付されることになりました。予算では150団体分、300万円が計上されましたが、何団体が対象になったのでしょうか。補助金を申請した団体数と、要綱に書かれている要件に満たないけれども、活動を続けている団体で、現在、文化系、体育系など何団体が定期的に活動しているのでしょうか。

また、生涯学習センターの稼働率はどうなっているのでしょうか。サークルと町の教室、学習会などでの単発での利用など、利用状況が分かれば、答弁をお願いします。

3月議会で予算が示されていますが、使用料手数料が292万9千円とのこと。

この数字の根拠は、サークル数、稼働率からはじき出されたものでしょうか。太子町文化スポーツ活動活性化補助金は、300万円から大きく減り200万円の予算が示されました。予算の数字の根拠をお答えください。

9か月稼働して、文化スポーツ団体が、生涯学習センターを含む前に比べて増えているのでしょうか。若い世代が活動できるようにもしたいというお話もあったかと思うのですが、新たな年齢層が集う場になっているのでしょうか。

最後に、現状を踏まえた上で今後の課題、問題点など、思っていることがあれば担当課として今後どのように運営していこうと思っているのか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 住民の声が生きる太子の森についてのご質問について、答弁を申し上げます。

まず、生涯学習センター「太子の森」の現状でございます。昨年7月の開館から今年1月までの利用者数は延べ1万9千668人、月平均にいたしますと約2千800人と、コロナ禍の影響を受けていない平成31年度の公民館利用者数の約1.5倍となっております。稼働率の平均は23%となっておりますが、部屋別の稼働率では、一番利用が多い創作室で53.3%、反対に一番少ない和室で9%とばらつきがございます。また、全稼働時間を100%としたときの利用内容ごとの割合は、生涯学習センター主催の「太子の森教室」で3%、クラブ等の活動で59%、個人利用や会議利用などで38%の状況となっております。

次に、文化スポーツ団体活動活性化補助金にも関係する活動団体数の状況でございますが、センター開館以降に活動を開始された10団体を含め、昨年9月時点で68団体を把握しておりました。それ以降も、「太子の森教室」からクラブ化された団体など数団体が増加しており、現段階では70団体を超える数を把握してございます。3月からは、各クラブの情報を住民の皆さんに提供することにより、既存団体の活動の安定化と活性化を図るため、生涯学習センターにおける活動団体登録制度を始めており、引き続き、全活動団体の把握に努めてまいりたいと考えているところです。

また、総合スポーツ公園等の活動団体としましては18団体を把握しておりますが、いずれも正確な会員数等の把握はできておりませんので、団体活動活性化補助金の人数要件を満たす団体であるのかについては、不明となっております。

次に、センターの運営等については、町長直通便や団体個人からのご意見、ご要望をはじめ、昨年4月に実施をいたしました全3回の利用者説明会、また、先般開催をしました利用者個別相談会などにより、様々なご意見、ご要望をお聞きしてまいりました。ドアすりガラスの透明化や創作室、姿見鏡の増設、また、利用申込期間の変更、利用料金支払い期間の変更などの対応につきましては、この間いただいたご意見、ご要望をもとに実施したものとなってございます。直近では、今月の14日に、2か月先までの予約状況を確認できるタブレット端末を受付窓口に設置するとともに、その情報を町ホームページに日々アップしてございます。開館以降に実施しておりますこのような設備や施設運営に係る様々な改良については、利用者の皆様に大変喜んでいただいているところとなってございます。引き続き、文化連盟の定例会においても継続してご検討をいただくとともに、今後は社会教育委員会議においても、社会教育全般についてご意見を伺う中で、施設運営等に関してもご議論をいただいてまいりたいと考えております。

次に、令和4年度利用分の使用料につきましては、施設有料化に対する議会での議論を踏まえ、より多くの住民の皆様へ新しいセンターを周知し、利用促進を図る観点から、経過措置として、町内住民に限り貸し部屋の使用料の徴収を猶予してまいりましたが、既に予約を始めてございます令和5年4月分の利用については、条例に従い使用料の徴収を始めさせていただきますところでございます。令和5年度当初予算の使用料収入292万9千円につきましては、開館からこれまでの町内、町外、行政関係等の利用実績により積算をしました月平均24万4千円により、収入を見込んでございます。

いずれにいたしましても、生涯学習センター「太子の森」は、町民の生涯学習を中心とした活動を支援することにより、住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設と位置づけております。開館を機に、新たな教室や夜の時間帯での教室を実施するなど、新規利用者も増加しておりますが、反面、施設予約が困難なことにより、定期的な活動が行えないなどの声もいただいております。

今後も、既存クラブの活動の安定化、活性化も考慮しつつ、新規利用者の利用促進にもつながる取組を、生涯学習センターに関するアンケート調査結果や、多くの皆様からいただいたご意見を反映させながら展開するとともに、更に多くの住民の皆様へ効果的かつ効率的にご利用いただける施設運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 様々な課題について検討し、解決を図る努力をしていることは、本当に住民の皆さんも喜んでくれています。評価もしますし、認めてもいますけれども、やはり最大の要望である使用料について、お金が絡むことについては背を向け続けておられます。10室全室毎日使ったとしてちょっと計算してみたら、全部使えば1時間4千円です。1日12時間借りられますから1日当たり4万8千円です。ちょっと教えてもらったんですが、令和5年度、休館日を除いて開けたら307日間開館予定だそうです。稼働率が年間通じて100%で1千473万6千円、ところが100%はあり得ないわけで、令和5年度の予算が292万9千円ですから、稼働率は20%を切っています。292万9千円を予算していますから手に入れる一方で、文化スポーツ活動活性化補助金に200万円を出します。ですからその差は100万円収入があるということですよね。このお金が太子町にはないのか。100万円を年金暮らしの高齢者の方がほとんどと言われるサークル参加者の方からもらわないと、太子町はやっていけないのか。そんなことはありません。

使用料を取るために機械も購入しました。鍵を渡すのに職員さんは、時計とにらめっこして渡しております。文化スポーツ活動活性化補助金の申請に、高齢者が何度も足を運び、職員さんが丁寧に助言し、何度も訂正を加えながら規約をつくり上げ、補助金をもらおうと思えば領収書をそろえ、口座番号を伝える。ところが、サークルの会計さんは、毎年の輪番制が多らしい。その度に農協に行って、名義人を書換えてもらい、抽選後予約が取れても外れても、担当者に職員さんは電話をかけて知らせる。ほかに予約に外れたときに、入金にと何度も足を運ぶ利用者さんの交通費など、これらの膨大な手間と100万円の使用料による収入、これを比べてどうお考えでしょうか。計算しやすい職員さんの給与を時給に換算するだけでも100万円は、大きく目減りすると思います。どう考えても利益が生まれるとは考えられません。

何度も言いますがけれども、公民館は無料、ここに住民の声があります。この住民の声が生きる「太子の森」の運営を求めて質問を続けます。

教育委員会として、生涯教育、社会教育という教育に携わって存在することを念頭に、生涯学習センターの運営に当たっていただきたいと、切に願っております。社会教育法には、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると書かれています。ところがこの間の教育委員会の説明は、この生涯学習センターは貸館であって社会教育法によらないのだという説明です。

町長直通便でこう回答しておられます。「新しい施設では、今までの公民館活動はもとより、時代のニーズに合わせた新たな機能を加えることで、より幅広い活動が可能となり、住民の教養福祉の増進を図りながら」、ここまでは社会教育法を引用しているわけです。ところが続けては、「誰もが利用できる地方自治法に規定する公の施設として整備されます。ご存じのとおり、本町では総合体育館などの公共施設において、施設の維持管理及び運営の経費の一部として、利用者に使用料を頂いています」と、社会教育法によらないのだ、地方自治法上における公の施設だから公民館とは言わないし、貸館にして有料にしてもいいとおっしゃっているわけです。

ではその地方自治法にはどう書かれているのか。第1条で目的が書かれ、第1条の2では、詳しく、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして書かれています。住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治法と、社会教育の増進に寄与することを目的とする社会教育法のどこが違うのでしょうか。太子町が、国も府もやってくれない、太子町の住民のために太子町独自で実施している施策の根本にあるのは、住民の福祉の増進を図ることではないのでしょうか。

愛情弁当やとか自分が食べる食材費を払うのが当たり前、こういう話がずっとずっと給食をめぐるのは過去多くの答弁をいただきました。ところが、中学校給食、今実現しましたし、4月からは給食費が無料になります。子育て支援でもあるでしょうけれども、根本は、住民福祉の増進を図るからじゃないのでしょうか。子どもの医療費助成も18歳までは、国がやっていることでも府がやっていることでもなくて、ペナルティを受けてでも太子町独自で実施しているのはやっぱり、これも住民福祉の増進を図る地方自治法からじゃないんですか。ここがまさか社会教育法なんて誰も思いません。地方自治法が住民福祉の増進を図る、このことを本旨にしているわけです。

これも町長直通便で回答している言葉です。「利用者がその施設の便宜を受ける対価として負担を求め、施設を利用しない方との公平性を図るという考えに沿ったもの」、こうおっしゃっています。受益者負担は当たり前。これは、住民福祉をうたった地方自治法の基本から外れることになるとお考えにならないのでしょうか。

住民活動が推進され、地域のにぎわいは創出でき、町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設が設置目的であるならば、町立生涯学習センターは老朽化しておりました公民館の機能を包括した施設であると言っておられるのならば、公民館は無料に立ち返

るべきではないでしょうか。このことが問われていて、私はこのことをずっと問い続けたいと思います。

そうはいつでも一方で、使用料の徴収に賛成の声があることも事実であります。1千578筆の署名をしてくれた方々が、今もなお無料、それしか許せない、この一辺倒かと言われると、そうとも言い切れないと思います。私たちに届く声の中にも、今の1時間単位を30分単位に見直してほしいとか、料金の金額そのものを見直してほしいとか、減免制度を求める声もあります。教育委員会にもそんな声が届いていると思うんですけども、その声に対してどうお考えでしょうか。

令和4年1月から2月にかけて町が行ったアンケート結果をよくおっしゃいます。このアンケート結果では、回答者662人のうち賛成が354人の53.5%、反対が151人の22.8%、分からないが157人の23.7%でした。唯一の意見であります。町長直通便にも「新公民館の使用料有料を支持する」、こんな声もありました。住民は確かに、何が何でも全てを無料にしてほしいと言っているわけではないとは思いますが。一例を申しますと、私たち日本共産党は、地域公共交通も本来無料であるべきだと思っています。しかし、住民の方から、走ってもらえるだけでもありがたい。ワンコインぐらいなら払ってもいい。この声があります。この声を多くが利用している方から上がっているのですから、本当に喜ばれている施策というのは、料金だけで決まるものではないのだなとも思っています。

でもその有料の地域公共交通であっても、70歳以上の高齢者に対する利用券という補助があるじゃありませんか。ところが生涯学習センターは一切ありません。もう一つ、使用料を取っていると引き合いに出される総合スポーツ公園ですが、この総合スポーツ公園でも、本町に在住または在学する中学生以下を中心とする団体は基本料金表の半額とする。これも減免制度が盛り込まれています。

ところが、生涯学習センターは、やっぱり一切ありません。これも町長直通便です。「生涯学習センターの教室使用料について、年寄りや収入のない者の勉強会で負担が大きくなるのが心配だ。無料ではなくても、年寄りの出席しやすい料金になればうれしい」無料がこの方は本意だと思いますよ。それでも使用料について、取ってもいいけど抑えてほしい、遠慮がちにおっしゃっておられるじゃありませんか。

住民の中にある多様な使用料、手数料についての声について、教育委員会として真摯に向き合うべきではないでしょうか。無料にかたくなに背を向け、減免制度についても

考えるつもりがないというのが、教育委員会のお考えでしょうか。使用料の見直しに背を向ける背景にある、受益者負担は当たり前、これは自治体として本当に正しい考えだと思っておられるのでしょうか。何より教育委員会です。給食費を無償にすることと矛盾いたしませんか。この考えが教育の場になじむと思っておられるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 使用料を含めます生涯学習センターの運営方法につきましては、開館前に実施をしました生涯学習に関するアンケート結果はもとより、公民館利用者のご意見、ご要望なども含め、これまで議員の皆様にも幅広くご議論いただき、昨年3月開催の定例会におきまして、太子町立生涯学習センター設置条例をご可決いただいたことについてはご承知をいただいているところであると思えます。

貸し時間を30分単位にしてほしいや、使用料をもっと下げてほしいなどの声は先般の利用者個別相談会でも一部の利用者からいただいておりますが、現時点におきましては、昨年の4月1日から施行しております本条例を改正する予定はしてございません。

いずれにいたしましても、地方公共団体が提供する公共サービスは、住民の皆様から頂いた税金で賄われており、税金などを財源が限られる中で、多くの公共サービスを安定的に維持していく必要があることは言うまでもありません。効率的効果的な財源運用を行うとともに、一定の受益を受ける場合には、必要に応じてその経費の一部をご負担いただく必要もあるものと考えており、教育委員会が所管する全ての生涯学習施設において共通するものと考えており、他の自治体においても教育施設においても一般的に行われていることと考えてございます。

有料化になったことにより、住民の皆様の生涯学習活動が縮小されたということのないよう、引き続き、住民ニーズに合った教室や新たな利用者層の拡大などにより、たくさんの方の太子町の人が集まる「太子の森」の活性化に努めるとともに、全ての住民の皆様が文化芸術やスポーツ、歴史学習など何らかの生涯学習活動に取り組んでいただけるような施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） その取り組む出だしの教室が全体の中で3%しかないというのは、少し少な過ぎるのではないかなと思えました。また、議会で可決したとおっしゃいますが、可決した数字はそのように表れていますが、議論の中で減免制度ぐらいないの

かというのがあったと思うんですよ。それがまた、今、住民さんの中からも出ているところでは、もう少し真剣に耳を傾けて聞いていただきたいと思います。

令和4年度実施のアンケートは、16歳以上の住民の中から無作為に抽出した2千人に配り670人から回答を得、350人という数字で有料化に理解を示されているとしました。3月まで住民は無料という経過措置はありましたが、無償化を望む1千578筆の声に寄り添うのではなく、有料の開館になってしまいました。まだ4月にはなっていませんが、残念ながら既に予約で有料化が始まっています。無料の公民館を利用し、文化活動を地道に続けてきた方々が、有料化の撤回を求めてきました。7月から3月までは無料でしたから、使い勝手の悪さがあっても、無料だから我慢しましょうと思いがら利用している人もたくさんいらっしゃったと思います。その人たちが有料化になり、我慢をやめたらどうなるのかなとも思いますし、やめる人、やめるサークルができてくるんじゃないか、公民館時代より活動サークル数も人数も減ってしまったらどうしよう、これが本当に私は心配なんです。

有料になっての公民館活動が間もなく始まります。これからも利用者の皆さんの声を集め、多くの皆さんに親しまれる施設実現に私は頑張っていきたいと思います。先ほど、声も聞いて改善を加えるようなこともおっしゃっていました。そうであるならば、最後に要望いたします。

無料の9か月間を過ぎました。ぜひこれを有料にして9か月後ですから年末ぐらいになると思うんですが、9か月後ぐらいにでも、今度は逃げずに真正面から、利用者の皆さんからアンケートを取っていただけないものでしょうか。生涯学習センター建設前には、公民館部分について、図書館部分について、それは本当に丁寧に、利用者の方からアンケートを取りました。生涯学習センターの使用料に対しても、同じように利用者に声を聞くことを求めまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして2問目、女性が活躍できる太子町に、について質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを引き下げるのに伴い、政府対策本部は、実施日の5月8日から、現在は無料としている検査や外来、入院時の費用に患者負担を求め、コロナ患者に対応する医療機関への財政支援は大半を縮小すると決めました。1日当たりの死者数が依然高止まりする中、公的責任を後退させることに不安が広がっています。3年余りのコロナ禍により、今なお療養中の人、後遺症に苦しむ人がたくさんいらっしゃいます。住民のみならず、ふだんの公務に加えてコロナ対応が求められた太

子町の職員さんの負担が大きかった3年でもありました。太子町の決して多くはない職員体制の中で、過重労働になった職員さんもあるのではないかと心配しております。コロナ禍で自治体職員が、労働基準法33条の、臨時の必要がある場合を口実にした時間外労働が強いられたそうです。大阪府の公務労働者は月100時間超が858人、200時間以上は21人だったと、京都府の公務労働者は、本庁職員だけで月100時間超が88人など、時間外勤務の実態を告発しています。いつ過労死してもおかしくない長時間労働が、公務員だからと法的に問題がないとされている実態を分かってほしい。自治体労働者が声を上げています。大阪府の保健師さんは、私たちが人間扱いしないこの労働環境を改善してくださいと訴えています。京都市の福祉職の職員は、産休に入るまでの2年間、年間800時間から850時間の残業が続いた。増員や業務の見直しがない中で休めるような状況ではなかった。異常の長時間勤務からはいい施策は生まれません。こんな悲痛な声も上がっています。

太子町でも、コロナ対応、ワクチン接種で職員さんは多忙でしたし、職場で陽性者や濃厚接触者が出れば、その職場は人手がない中で回さざるを得ず、これも本当に大変だったと思います。職員さんの中には、先に紹介した方々の思いに共感される方も多いのではないのでしょうか。

私は、職員数は足りているのか、過重労働はないのか、正規職員の確保をと、何度もそのことを求めてきましたが、特にコロナ禍で、職員さんの健康は守られたのか、心配しています。

改めて、太子町の現状をお伺いします。全体の職員数は確保できているのでしょうか。正職数と会計年度任用職員数が分かれば教えてください。会計年度任用職員の方にも優秀な方は本当にたくさんいらっしゃいます。会計年度任用職員さんでは災害時の対応はお願いできないそうです。太子町のことを働いてよく知った方が正職員として働いてくれるようになれば、そんなうれしいことはありません。職員への登用はあるのでしょうか。妊娠、出産への配慮、育休、産休、有休が確保され、残業代が適切に支払われているのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 女性が活躍できる太子町について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町における令和5年4月1日時点での予定職員数は、正規職員で、再任用短時間職員を含め117名、会計年度任用職員で147名、合計いたしまして264人となっております。

職員の要員管理を計画的に進めるための基本的な方針といたしまして策定しています定員適正化計画では、令和5年度の正規職員の目標職員数を119名としていることから、正規職員に不足が生じる状況となっております。現在、この不足の人員を補充するため、職員採用の募集を再度行うことを検討し、準備を進めているところでございます。更に、これまでも行ってきましたように、課を横断しての連携体制の強化や、兼務、業務委託等、柔軟に対応していくことで、職員の業務負担の軽減につなげる適正な人員配置に努めてまいっております。

また、コロナ禍の影響等により、正規職員の業務も増加した状況下においては、正規職員の業務の補助的な役割としまして、また、専門的な業務を担っていただく会計年度任用職員の力も不可欠であり、効果的に活用していくことも必要であると考えております。このような会計年度任用職員につきまして、これまでの実績から、会計年度任用職員として本町に勤務し、その後、採用試験を受験し、正規職員となられた事例も見られます。

次に、育児休業や産前産後休暇につきましては、子育てハンドブックを活用しての職員周知や新規採用職員への研修項目とするとともに、対象者へは個別に制度の説明を行っているところでございます。その取得状況としましては、対象となる女性職員は全て取得しており、これまで取得実績のなかった男性職員の育児休業の取得も見られるようになってまいりました。今後も、ワークライフバランスを実現するための取組の一環として、育児休業や産前産後の休暇取得の促進を引き続き行い、男性職員の育児休業取得の機運をますます高めるとともに、男女を問わず制度を大いに活用していただけるよう、職場環境や体制を整えてまいります。

有給休暇につきましては、職員の年間における平均取得日数が、令和3年度の実績で11.1日となっております。過去数年の実績からほぼ横ばいの状況となっております。各所属において、繁忙期や事業、イベント実施等の関係上取得が難しくなる時期もございますが、業務の進捗や会員との調整を行いながら、計画的な取得を働きかけてまいります。超過勤務に対する支給につきましては、業務に従事した実績に基づき、職員から申請があったものにつきましては、適切に支給させていただいております。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。適正と思う119人に2人足りないというのはちょっと残念な話なので、引き続き職員さんの採用に、中々この自治体でも採用するのは難しいとおっしゃっているんですけども、努力していただきますようお願いいたします。

女性の方が育休産休とかをきちんと取れているというのは喜ばしいことですが、やっぱりそこには人の余裕があってこそ、でもうれしいけど休まれたらなということ、誰も思わなくても済むような、ゆとりのある人員配置ができればいいかなと思うんです。兼務で乗り越えているということですが、兼兼兼と幾ら兼がついているのかなという方もいらっしゃいますので、そこはやっぱりちゃんと、しっかり職員を充てていただきたいなと思っています。

日本共産党の宮本たけし衆議院議員、2月16日の衆議院総務委員会で、過労死ラインを超える長時間勤務が増加している地方公務員の実態について告発しました。昨年末に総務省が公表した地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果によると、2021年度に、時間外勤務が月100時間以上だった職員は6万8千130人で、前年度から1万8千307人増でした。総務省が自治体に継続的な助言を行い、長時間労働を行った職員の健康維持を図る立場にあると大臣は認めましたが、実態は、医師の面接指導の対象となる長時間勤務者のうち指導を受けなかった職員が7割にも及んでいます。長時間労働の背景に職員不足があることは明らかです。国が定員削減目標を設定し、2005年から2009年に行った集中改革プランで、職員は7.5%約23万人減少しており、減らし過ぎた体制の改善が必要です。

これは自治体DXとかオンラインで解決できるものではありません。やっぱり太子町のような小さな町であるほど、住民さんと直接職員さんが話して、どなたもがオンラインができるわけでもありませんし、パソコンが扱えるわけでもありませんから、住民さんと向き合える太子町として正規職員を確保し、緊急時、災害時の職員配置、災害も大きな災害になったら、本当に職員さんが大変だと思うんです。職員体制が取れる体制づくりをお願いいたします。

続いて、本題でもありますが、その中でも女性職員が活躍できる太子町役場をどうやってつくっていくのか、この点についてお尋ねいたします。

大阪府内町村職員のジェンダーバランスでは、太子町の管理職、課長級以上の女性比率が府内で低い位置にあります。これは不名誉なことだと思いませんか。この問題を打開する方向で女性職員を育て、また職員の採用、登用を行っていただきたいと思います。

2022年6月に現職を破り、東京都杉並区長に就任された現岸本区長、この方は女性です。国際婦人デーを祝い、杉並区役所では常勤職員が3千526人、女性が58%、会計年度任用職員2千546人、うち女性が87%、ここでは、全区職員の70%が女性です。しかし、管理職の女性割合は約18%、女性が働きやすい職場、会計年度の待遇改善、重要な課題だと発言しておられます。

太子町でも、岸本区長のように数字で的確に捉えるところから出発する必要があるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。太子町は正職数117人、会計年度任用職員147人とのことでしたが、働く男女数、男女の比率はどうなっているのでしょうか。2022年版のジェンダーギャップ報告書があります。146か国を対象に、各国の教育、健康、経済参画、政治参画の4分野での男女平等のジェンダーギャップ指数を調べたところ、日本は65.0%で、下位の116位で、主要7か国では最下位でした。国会議員や閣僚の男女比など、政治参画も日本の達成率は6.1%と、世界平均22%から大きく遅れを取っています。

1985年、昭和60年5月に男女雇用機会均等法が制定されてから38年になります。男女雇用機会均等法は、企業に雇用されて働く従業員が、性別を理由にして差別を受けることがないように制定されました。男女間の格差をなくし、個人が十分に能力を発揮できる雇用環境を整備するための法律です。男女雇用機会均等法は1985年の制定当時、企業の募集や採用、配置などに関する男女間の均等な取扱いを努力義務としていました。しかし、1997年の改正では、女性であることを理由とする差別的扱いの禁止が定められ、更に2006年には、男女ともに性別を理由とした差別的扱いが禁止されています。

ところが仕事における男女格差の解消には至っておらず、女性の賃金は正社員で男性の7割台、非正規雇用を含む年間平均給与では約240万円の男女差が生まれています。40年間正社員で勤務しても、生涯賃金では、男性に比べ女性は低く、1億円近い差が生まれるとの試算もあります。女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場

になり、職員の住民に対するサービスの質の向上することにつながると思うのですけれども、太子町として、女性職員比率を引き上げ、管理職の登用にも取り組んでいるのでしょうか。目標数値など持っているのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 女性職員の管理職への登用に当たりましては、能力の適正な評価を基本とし、これまでも意欲と能力のある女性職員を登用してきたところでございます。太子町における課長補佐以上の管理職に占める女性比率は、平成30年度の12.2%から、令和4年度では25.6%となっており、これまで少なかった女性管理職が増加してまいりました。また、採用した職員に占める女性職員の比率は、令和3年度では10名中7名で70%、令和4年度では、4名中2名で50%と、新規採用の女性の比率が増えております。全職員に占める女性の比率につきましても、会計年度任用職員を含む職員数264名中女性が164名で、全職員の62.1%を占めております。

このように増加してきました女性職員が、仕事や子育てを両立しながら働き続けることのできる職場環境を整備すること、また、今後管理職として登用される人材の育成は大変重要なことであると認識しております。女性職員が働きながら子育てができる職場環境の整備については、職場内で協力体制の推進や、子の看護休暇や部分休業等の制度を積極的に周知することで、出産や子育ての期間に配慮した取組を行っているところでございます。

また、人材育成につきましては、研修等への参加を通じ、意識啓発やキャリアアップに努め、これからの町を担う意欲と能力のある人材を育ててまいりたいと考えております。

太子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画では、課長補佐以上の女性職員の割合を20%以上にすることを目標設定しており、現在その目標は達成できている状況でございます。

今後におきましても、女性職員が意欲と能力を十分に発揮し、女性の視点や発想を生かすことのできる環境を整えていくとともに、男女とも職員全員が働きやすい魅力ある職場づくりを目指し、質の高い行政サービスを提供していけるよう努めてまいります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 太子町の努力もよく分かります。ちょっと前まで、前の席には男性しかいらっしやらなかったんですが、午前中でちょっといなくなっちゃいましたが、女性の方が前に座って、やっぱりお母さんの思いであったりとか女性の思いを政策に反映してくださっているのだなと思うと、うれしく思っております。引き続きやっぱり女性の方がもっと活躍できるように、数値目標は達成しているとのことですけれども、やっぱりそのポストが少ないのか部長職にいないというのがまだまだだと思っておりますので、そこのあたりも、引き続き努力をお願いしたいと思います。

太子町の職員の男女比に限らず、社会全体が、誰もが性別に関わらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられるジェンダー平等社会になれば、わざわざ女性だからという視点で私がこのように質問することもなくなるのですけれども、残念ながらまだ歴然と男女のジェンダーギャップは大きいものがあります。

今年は3年ぶりに町内小中学校の卒業式に議員が来賓として出席することができました。卒業証書授与で名前を呼ばれる児童生徒の男女比はほぼ同じです。それが職に就いた途端、男性優位になり、出産育児の中心は相変わらず女性が担わざるを得ず、退職に追い込まれたり、昇級をあきらめなければならなくなったりしています。日本が世界でも非常に立ち後れているのは、政治に大きな責任があります。まずは、日本社会のいびつな構成を太子町役場から変えてみることに足を踏み出すことを求め、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、8番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） 議席番号7番、公明党辻本博之です。通告により、一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なお答弁、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、制限されてきた行動が少しずつ緩やかになり、3月13日以降、マスクの着用も個人の判断に任せることになりました。本町でも4月には太子聖燈会の開催が決まるなど、季節に即してにぎわいを取り戻しつつあります。まだまだ、コロナの脅威が完全に消えたわけではありませんが、前向きに乗り越えるための環境づくりをしてまいりたいと考えます。

それでは初めに、帯状疱疹ワクチン接種補助金について質問します。

現在の日本において、医療機器、技術の進歩によって、今まで治療困難だった多くの病気が克服できる時代となりました。また、ワクチン接種によって予防できる病気も多くなりました。新しいところでは、コロナウイルス感染症に対するワクチンの接種です。予防接種は病気を完全に防ぐものではありませんが、病原体の感染による発症、障がい、死亡を防いだり、和らげたりすることに非常に効果的な予防法の一つです。

予防接種が効果的な病気に帯状疱疹があります。ご存じの方も多いと思いますが、帯状疱疹は、多くの人子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。日本人成人の90%以上は、帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏していて誰でも発症する可能性があります。特に加齢などによる免疫力の低下が原因で、50歳代から発症率が高くなります。神経に炎症が起こり、皮膚に痛みや赤い発疹ができます。痛みが徐々に増していき、夜も眠れないほど激しい場合もあります。症状の多くは上半身、顔や目、頭に表れます。神経の損傷がひどいと、皮膚の症状が治った後も痛みが3か月以上も改善されないこともあります。また、めまいや耳鳴りといった合併症が見られたり、顔面神経痛など重い後遺症が残ることもあります。

帯状疱疹の発症には、免疫力低下が関係しているため、日頃から十分な休息を取りながら、免疫力の維持を心がけ、免疫力を低下させる疲労やストレスのない規則正しい生活を送ることが大切です。しかし、加齢により確実に免疫力は下がりますが、そのため、ワクチン接種で免疫強化を図ることが有効的です。

帯状疱疹ワクチンには2種類あります。2020年2月から、不活化ワクチンが50歳以上の人を対象に接種できるようになりました。予防効果が非常に高いため推奨されますが、自費接種のため、1回2万2千円ほどかかり、これを半年以内に2回目を接種する必要があります。地方自治体で接種費用の一部を助成している自治体があります。コロナ禍、物価高騰の中、医療費まで負担がかかるのは、望ましくないと考えます。ぜひ本町でも、補助金の検討をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 帯状疱疹のワクチン接種補助金についてご答弁を申し上げます。

帯状疱疹は、辻本議員のご質問にもありましたように、幼少期に水ぼうそうにかかった際のウイルスが体内に残っており、加齢や疲労、ストレスによって免疫力が下がった

ときに発症し、その症状としては、体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に生じ、多くの場合は上半身に表れ、顔面、特に目の周りにも表れます。また、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われており、基本的に免疫力の低下により発症することから、食事や睡眠、適度な運動などでストレスを減らし、日頃から体調管理を行い、免疫力を低下させないことが重要とされています。現在では帯状疱疹の治療薬も開発されており、早めに治療することが重要とされていますが、50歳以上の方はワクチンを接種することで帯状疱疹を完全に防ぐことはできませんが、ウイルスに対しての免疫力を高め、一定程度病気の発症や重症化を予防することが可能です。

現在、接種することができるワクチンとしては生ワクチンと、令和2年1月から新たな製品として販売されている不活化ワクチンがあります。この2つのワクチンは、予防接種法で規定されていない任意接種のワクチンとなっていることから、接種に必要な費用は病院ごとに金額が異なるとともに全額個人負担となっております。とりわけ不活化ワクチンは予防効果が高く持続期間が長いとされているものの、全額個人負担で接種すると、接種費用が1回当たり2万円から3万円程度と、生ワクチンに比べ比較的高く、2か月間隔で2回接種する必要があります。

ご質問にありました帯状疱疹を予防するワクチン接種費用に対する補助金についてですが、現在本町において公費助成は行っておらず、接種を希望される方には、全額個人負担にてワクチン接種をお願いしている状況でございます。また、大阪府内の全ての市町村においても同様に、接種費用に対する公費助成は行っていない状況でございます。ワクチン接種が一般的に帯状疱疹の発症を抑える予防効果があるとされていることは認識しておりますが、一方でワクチン接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされており、一定のリスクも考慮する必要があります。そのため、国の専門委員会において、感染や重症化の予防、蔓延防止等の観点から、安全性や有効性、費用対効果なども含めて、帯状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種とすることの是非について検討が行われていますので、まずは国の検討状況を注視しつつ、慎重に研究してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 適切なお答弁ありがとうございます。

現在、大阪府では、帯状疱疹ワクチンの定期予防接種化が検討されております。質問

でも申し上げましたが、長引くコロナ禍、ウクライナ侵攻による世界経済の混乱などにより、エネルギーや原材料価格の高騰で、私たちの生活に大きな影響をもたらしています。町独自の補助金の助成は難しいかもしれませんが、少しでも住民の負担が減るよう、不安が拭えるよう、前向きに検討していただきたいと強く要望し、この質問を終わらせていただきます。

次に、太子町の安心安全なまちづくり、災害時の経路確保について質問します。

日本に大規模な災害をもたらした東日本大震災発生から12年が経ちました。いまだ行方不明者が2千556名おられ、月日がたった今でも、人々の心に災害時の記憶は鮮明なままです。近年は、南海トラフ巨大地震の発生も予測されており、万全の対策が急務となっています。自然災害を避けることはできません。しかし、これまでの経験を生かし、防災減災に力を入れ、被害を最小限にとどめることは可能です。大規模災害では、電気、ガス、水道、通信などのライフラインが止まり、避難所生活が続き、地震や津波で道路が使えなくなったり、食べ物、飲物だけでなくあらゆる物資が不足します。予測される全ての不安を解消しても不安が尽きることはなく、一つひとつの不安に私たちがどう向き合っていくのかが大切になります。

そのためには、住民の防災意識を高めることが必要です。町では、令和4年3月、太子町防災会議において太子町地域防災計画の修正が行われ、策定されました。その中において、様々な災害を想定し、応急対策の計画を策定されておりますが、実際、コロナ禍にあって住民の防災意識向上のための啓発活動が進んでいないのではないのでしょうか。町の方々に話をお聞きする中で、防災ハザードマップが各世帯に行き渡っているにもかかわらず、何か災害があったときに自分はどうすればいいのか、避難場所はどこか、という経路をたどればいいのか、避難場所は知っているが夜間に避難するにはその場所に行くのが困難など、不安に思われていることが多岐にあると感じました。

一例を挙げますと、葉室エリアの一時避難地に指定されている葉室公園は、公園に下りるまでの道のりが暗闇では非常に危険に感じ、昼間でも雑草などが多く、本当に避難地に適しているのか疑問に感じます。また、町では、災害時の情報伝達手段に防災行政無線戸別受信機を貸与されていますが、各家庭で適切に管理されているのか、不安なところ です。その家庭の防災意識の問題だと片づけてしまえば、それで済んでしましますが、今一度、避難訓練や地域の不安箇所の点検、備蓄品の見直し等、町から住民に発信啓発を積極的に行っていただき、避難場所経路確保など、安全なまちづくりを地域ぐる

みで行いたいと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 防災に関する安心安全なまちづくりについて、私のほうからご答弁申し上げます。

日本列島は地震大国と言われるように、体に感じない地震は毎日のように全国各地で起こっており、災害が伴うような大地震もいつ起こるか分からない状況でございます。四国や近畿、東海など広範囲にわたり被害が出ると想定される南海トラフ巨大地震においては、30年以内の発生確率は70%から80%と言われております。大地震が起こった場合は、まず指定緊急避難場所への避難など災害の危険から自らの命を守るために最善の避難行動を取っていただきたく、次に、直接的な災害の危険がなくなった後、災害により住宅を失った場合などには、指定避難所で一定期間生活をしていただくこととなっております。

一方、台風や長雨などの大雨による土砂災害などについては、気象庁や大阪府と連携して情報を収集し、空振りを恐れることなく、周囲が暗くなる前など、安全に避難ができる時間帯に避難を呼びかけるなど、適切に対応してまいります。

町としましては、住民一人ひとりが防災意識を高めていただくことは非常に大切なことであると考えております。防災対策では、自らの命は自らが守るという自助の考えが基本となりますので、平常時から、非常持ち出し品を準備することや、避難先までのルートをあらかじめ決めておくことなど、自助の大切さについて啓発するとともに、安全に避難ができるよう、避難経路などについても整備を図ってまいります。

更に本町では、災害発生時に地域の実情に応じた自発的な活動を行う組織として、自主防災組織の育成を進めており、自主防災組織リーダー研修の案内や、防災活動に必要な資機材の整備について補助を行っております。地域での防災については、自主防災組織を中心とした共助の取組が重要と考えておりますので、今後も自主防災組織の育成を進めてまいります。

また、今年2月下旬から3月上旬までの3週間にわたる毎週日曜日には、町会や自治会での防災活動に対する意識の高揚を目的として、消防団や自主防災組織の主催により、防災訓練が実施されました。訓練には、町や太子町社会福祉協議会も共催し、煙道避難体験や、避難所体験、防災食の試食、防災用品や非常持出袋の展示など地域に根差した内容で行われ、多くの方々にご参加いただき、意義ある訓練となりました。

今後も、太子町内の関係団体と協力して、防災意識の向上のための取組を行うとともに、住民の生命と財産を守るため、災害に強い安心安全なまちづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 適切なお答弁ありがとうございました。地域ぐるみで防災減災に関わっていくことで、住民が関心を持ち、いざ災害が発生したときに落ち着いて行動できる自信にもつながると考えます。また、住民の観点から考え、要望し、行政では行き届かなかった問題もクリアできるのではないのでしょうか。フィジカルディスタンスに留意しながら、いつ起こるか分からない災害にも万全に対応できる強いまちづくりを行っていただきたいことを強く要望し、質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山田 強君） 本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は、24日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦勞さまでございました。

（午後 1時52分 散会）

【第 3 日】

令和5年 第1回太子町議会定例会会議録

令和5年3月24日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	生涯学習課長	東條信也君
自治防災課長	辻中一嘉君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	木下雄平
------	------	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第1号 町道路線の認定の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第2号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第3号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第4号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）（予算常任委員長報告）
- 日程第5 議案第5号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 議案第6号 令和5年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第7号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第8号 令和5年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第9号 令和5年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 令和5年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第11 議案第11号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 令和5年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第13 議案第14号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議員提出議案第1号 太子町議会委員会条例中改正の件
- 日程第15 議員提出議案第2号 新型コロナウイルス対策への抜本的強化を求める意見書（案）
- 日程第16 生涯学習施設建設調査特別委員会について
- 日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、議案第1号から日程第12、議案第12号までの以上12件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次、報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

建石議員。

[総務まちづくり常任委員長 建石良明君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(建石良明君) おはようございます。

総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第1号、町道路線の認定の件は、審議において町道路線の認定更新をまとめて実施することによる費用について問う質疑があり、更新に対して法的な規定はなく、市町村によって毎年実施しているところもあれば、数年まとめて実施しているケースもある。更新が増えた場合、交付税も増加するため、毎年更新したほうが得という意見もあるが、更新に際して、システム更新のためのコンサル業者への委託費も必要となり、交付税の増加と比較した場合、まとめて更新するほうが費用対効果を見込めることから、本町では5年に一度をめぐりとして更新を実施しているとのことでした。その他、幅員の基準、私道整備補助などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第2号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件については、審議においてコミュニティバスの老朽化について問う質疑があり、老朽化に対する対応の必要性を感じて

おり、電気自動車や従来のガソリン自動車などを、それぞれの利点や欠点、費用対効果などを整理し、地域公共交通会議の中で議論し、次の地域公共交通基本計画の中に反映していきたいと考えているとのことでした。その他、地域公共交通会議の委員の欠員、金剛バスの最終時刻が若者の生活実態と乖離していることなどについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第8号、令和5年度太子町山田財産区特別会計予算については、審議において個人所有の土地の譲渡、購入について問う質疑があり、財産区の権能はその所有する財産、または公の施設の管理及び処分、廃止に限られており、一般的には土地の受贈、購入などの積極的な行為はできないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第9号、令和5年度太子町春日財産区特別会計予算については、審議において予算計上に動きがないことについて問う質疑があり、災害等がなく修繕費といった臨時的な歳出の予定がないためとのことでした。その他、財産区の会員資格や財産区が管理する池に対して、ため池のハザードマップの情報を共有する必要性について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第12号、令和5年度太子町下水道事業会計予算については、審議においてストックマネジメント計画について問う質疑があり、磯長台地区において昨年度及び今年度で全スパン約2.7キロメートルの調査が完了、そのうちすぐに措置が必要である緊急度が重度な管渠は確認されず、中度の管渠が16スパン、335メートル確認されている。今後、ストックマネジメント計画を令和5年度に策定し、計画に基づいて令和6年度以降、更新工事を進めていきたいと考えているとのことでした。

その他、下水道台帳管理システム更新委託料として予算計上されている雨水の台帳整備や太子町で過去に発生した大雨などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上であります。

○議長（山田 強君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

辻本博之議員。

〔福祉文教常任委員長 辻本博之君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（辻本博之君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、出産育児一時金について問う質疑があり、テレビや新聞等では50万円という金額で発表されているが、その内訳として、今回の改正で引き上げられる48万8千円が出産育児一時金で残り1万2千円については産科医療補償制度の掛金で、合わせて50万円であるとのことでした。また、財源については3分の2が地方交付税、3分の1が保険者負担で、令和5年度については1件当たり5千円の補助金が出るとのことでした。その他、賦課限度額、中間所得層、里帰り出産などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、一般被保険者療養給付費や一般被保険者高額療養費が伸びた原因について問う審議があり、新型コロナウイルスが以前より収まりつつある中で、受診控えがなくなり、医療機関の受診が必要な方が必要な医療を受けていることによるものと考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算については、審議において保険料率の統一に伴う基金の繰入れについて問う質疑があり、統一保険料率となった場合、基金を保険料の抑制財源としては活用できないが、収納不足に対しては活用が可能である。また、基金が枯渇し、保険料の収納不足で事業納付金が賄えない場合、統一保険料率以上の料率を設定しなければならない状況が発生する可能性があるが、そのような事態にならないよう、保険料抑制財源の確保を国・府に対して要望を行っているとのことでした。

その他、マイナンバーカードの被保険者証としての利用、既に統一保険料率を用いている自治体、人間ドックの補助などについての質疑がありました。討論においては、反

対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算については、審議において第8期のサービス利用などが計画値を下回っている要因について問う質疑があり、第8期は地域支援事業における各種介護予防事業において計画値を下回っているほか、保険給付費についても、令和2年度、令和3年度と伸びていない状況である。この要因としては新型コロナウイルスの感染を避けるため、各種サービスの利用を控えるといったことや、昨年に介護施設でクラスターが発生したことにより、一時的に新規入所希望の受入れが困難となったなどが挙げられる。

なお、そのような方々に対しては配食サービスの提供やふれんど訪問を利用していたりなど、定期的な看護師などによる体調確認により対応を行ってきた。今後においては、新型コロナウイルスは以前より収束傾向にあり、第8期では計画値を下回ったものの、各種サービス給付費においても徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあると考えているとのことでした。

その他、地域支援事業の概要図の狙い、基金の残高、第9期策定に向けた国の動向、愛の一声見守り訪問、独居の高齢者数などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算については、審議において、医療費の窓口での2割負担が創設されたことによる役場窓口への問合せ等の影響について問う質疑があり、令和4年10月1日より2割負担の方が被保険者全体の20%ほど増加したことにより、対象者がなぜ2割負担となったのかといった問合せがあったが、トラブルに発展するようなケースはなかったとのことでした。また、2割負担となる所得基準について問う質疑があり、単身世帯の場合、年金の収入とその他の合計所得金額が200万円以上であれば、2割負担となる。複数世帯の場合、年金収入とその他の合計所得金額が合わせて320万円以上であった場合、2割負担になるとのことでした。その他、滞納者数や短期被保険者証の交付者数、保険料賦課限度額に到達している人数などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま福祉文教常任委員長からの報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔予算常任委員長 辻本馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）については、審議において太子町障がい福祉計画の策定について問う質疑があり、令和5年度中に単年度でアンケート等を実施し、策定に当たっては障がい者施設推進協議会の開催を予定している。国の指針が令和5年5月に出されることから、確定後に単年度での策定をしていくとのことでした。

また、飲食店舗開業補助金が使用されていないことについての質疑があり、令和4年度の実績はゼロ件、相談・問合せについては3件あり、そのうちの1件については竹内街道沿いを希望したが、空き家の調整がつかず、開業に至らなかった。残り2件については補助金の対象区域外であったが、令和4年8月臨時会で承認を受けた飲食店舗創業支援拡充事業において対象事業となり、山田地区と太子地区の空き家店舗を活用して開業されたとのことでした。

その他、新型コロナウイルス感染症対策事業の使用用途、財産売払収入、ALTの配置状況などについての質疑がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算については、審議において政策総務部関係の予算ではマイナンバーカードの発行及び周知について問う質疑があり、令和5年2月末時点で交付枚数が9千136枚、申請枚数が9千722枚とのことでした。コンビニ交付による利用については、令和5年1月18日から開始し、1月中で43枚、2月末で91枚発行している。周知方法については、マイナンバーカードの交付時における

チラシ配布やホームページ、広報紙、また町内のコンビニ4店舗にポスターの掲示をしているとのことでした。

また、防犯カメラの設置について問う質疑があり、太子町が設置する防犯カメラは平成27年度に犯罪の防止並びに事件発生等の逃走経路の追跡に貢献するため、富田林警察等と調整を行い、幹線道路の行政界に位置する交差点等に7か所、11台を設置しており、今回新たに幹線道路行政界の監視に加え、子どもの通学、歩行者の安全確保、交通事故抑制のため、町内の交差点について検討を行った結果、防犯カメラの設置が有効と考えられる3か所の設置を決定したとのことでした。

その他、会計年度職員の給与、公用車の買替え、職員の代休取得、入湯税、報酬審議会などについての質疑がありました。

健康福祉部関係の予算では、重層的支援体制整備事業について問う質疑があり、以前は社会福祉分野において生活困窮や高齢介護、また障がい福祉並びに児童福祉など、それぞれの担当窓口などで相談受付や助言等の体制を整えていたが、令和4年度から相談者の属性や世代を問わない相談支援体制により、不安や課題を包括的に支援することとなり、重層的支援体制整備事業のモデル事業として、社会福祉協議会に委託している2事業、地域力強化推進事業、相談支援包括化推進員配置事業の実施ノウハウを活かしながら、社会福祉協議会のケースワーカーや地域力強化推進委員をはじめ、富田林子ども家庭センター、障がい者支援団体を含めたNPO、ボランティア団体などの関係機関と連携しながら、引き続き事業を進めていく考えであるとのことでした。

その他、緊急小口資金の貸付け、交流サロン、外出支援事業、一時預かり利用支援事業などについての質疑がありました。

まちづくり推進部関係の予算では、新規就農者育成総合対策事業について問う質疑があり、国の事業名称の変更に伴い、以前の農業次世代人材投資事業から名称変更となり、現在6名の方が事業の支援を受けている。49歳までに就農された方に対し、就農開始年度によって受け取る金額が異なるが、多い方で150万円を5年間、資金面での支援を受けることが可能な制度である。次年度は事業内容を拡充され、補助対象事業費1千万円を上限に、国2分の1、府4分の1、本人4分の1の割合で融資に対する支援を受けられるが、年間150万円を受け取りながら融資支援を受ける場合には、上限が500万円へ変更となり、新規就農者の方針次第で上限に変動があるとのことでした。既に事業補助を受けているケースについては、令和2年、令和3年度の事業選択者について

は、融資支援を受けることができないが、令和4年度の新規就農者については融資支援を受けることが可能、次年度は既に1名の方が希望しており、今後も事業を継続して行っていくとのことでした。

その他、ため池ハザードマップ、都市公園維持管理事業、道の駅運営事業、南河内フルーツロード、山田地区水路改修工事、飲食店舗開業補助金などについての質疑がありました。

教育委員会関係の予算では、総合学校支援事業の専門職について問う質疑があり、スクールソーシャルワーカーは学校と福祉部門をつなぐ役割を主としており、保護者が学校生活等で困った際に相談に乗るという立場で学校に配置し、スクールカウンセラーは中学校区に1名毎週1回配置しており、今年度については小学校に対しても派遣を行い、子どもたちの気持ちに寄り添って話を聞くことや、学校の保護者対応についてアドバイスを行っているとのことでした。

その他にスクールロイヤーとして弁護士にも専門家として意見をもらい、大きな訴訟とかということではなく、まず学校生活の中で子どもたちが困った際に、それを法的な見地で見ながら予防的な観点でアドバイスをもらっている。こうした方々に専門家として学校に来ていただいているとのことでした。

また、学校給食における地産地消について問う質疑があり、町内の地元食材として、ミカンをはじめ、タマネギ、キュウリ、サツマイモ、里芋、ナス、大根、小松菜、ホウレン草、青ネギ等の使用実績があり、令和3年度の地場産の使用割合は野菜、果物を43品目、割合として39.5%が地場産であり、令和2年度が37%なので、昨年よりも使用割合は上昇している。ただし、地場産の定義については太子町内だけでは数がそろわない部分があり、大阪府内のものと近隣である葛城市、香芝市を含めたものを地場産として位置づけて使用しているとのことでした。

その他、適応指導教室運営事業、中山久蔵顕彰事業、給食費の無償化、タブレット端末の活用状況、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、町道路線の認定の件については原案どおり可決されました。

次に、議案第2号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

議案第6号、太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

2020年4月に田中町長が就任して以来、4年の任期最後の予算となりました。公約がどこまで実現したかが問われる予算でもあります。今年度は交付税額も増え、ふるさと太子応援基金の伸びもあり、財政的な不安を感じませんが、国・府の動向は今後の

財政運営を考える上で不安でしかありません。岸田政権は5年で43兆円もの大軍拡の財源確保のために国民の暮らしを犠牲にしようとしています。子育て予算倍加を掲げましたが、何ひとつ中身は示されていません。また、維新府政はカジノリゾートの建設に熱中する一方で、暮らしを支える府独自の仕事はやる気がありません。全国の自治体が進めている電気代、ガス代、燃料代の補助や生活応援の給付もありません。そればかりかコロナ禍で命を守る病院のベッド数を大幅に減らし、全国で最も多くの死亡者を出しています。

賃金は上がらず、年金は減らされ、医療費も保険料も上がるばかり、物価高で私たちの暮らしは本当に大変です。財務省は国民負担率を公表していますが、公表が始まった1970年度は24.3%でしたが、2022年度は47.5%になる見込みだそうで、暮らしの厳しさはこういった数字にも表れています。

このような国・府の悪政の中でも、太子町は新規就農者育成総合対策事業の実施、母子保健の充実に関する取組で、弱視などの早期発見に有用な屈折検査機器の導入、未就園児の保護者が一時預かり事業を利用した際の費用を助成する一時預かり利用支援補助金の創設や学校の給食費の無償化が実施されます。これらの子育て支援に対する施策の充実は特に高く評価するものです。

しかし、一方で4月から、これまでどおり無料で使わせてほしい、住民の声が根強いにもかかわらず、生涯学習センターを完全有料化します。国民健康保険料は、来年2024年度からの府内統一に向けて値上げの一途をたどっています。介護保険料は基金を積み増ししているにもかかわらず、値下げに踏み切ろうとはいたしません。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って水道料金基本料を免除してまいりましたが、3月で終わってしまいます。

コロナ感染症はまだ収まっていません。国が感染者の全数把握を簡略化したことでコロナ感染者数が見えにくくなりました。季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられれば、更に感染が広がり、医療が逼迫するかもしれないと懸念されています。また、2021年通常国会で審議されたデジタル改革関連法は、プライバシー権の侵害、利益誘導、官民癒着の拡大、行政の住民サービスの後退、国民に負担増と給付削減を押しつけるマイナンバー制度の拡大といった多くの問題点をはらんだものでした。情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能です。一度漏れた情報は流通、売買され取り返しがつきません。政府は

マイナンバーカードを取得させるためにマイナポイント事業に総額2.1兆円もの予算を使いましたが、全国的には交付率はようやく63%でしかありません。任意のカードを全国民に強要することは許されません。

国や府の政治がひどいときこそ、住民の暮らしを守るのが地方自治体、太子町の役割です。高過ぎる国民健康保険料、介護保険料の引き下げ、減免制度の充実、水道料金の基本料免除の継続、中小零細企業への支援を進め、そのためにも住民サービスに欠かさない正規職員数を増やし、職員が働きやすい職場環境を整えることで住民福祉の増進を図る町政運営を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、第5次太子町総合計画の基本目標に沿って編成されており、人口減少等による今後の税収への影響を見据え、今年度に引き続き、定住促進や町有財産の処分、ふるさと納税制度を活用した寄付金事業の更なる推進など、自主財源の確保へ向けた積極的な取組が見られます。施策としましては、町立学校園の給食費無償化の実現により、元気な子どもを育てる学校園づくりを推進するほか、保育所の一時預かり利用料の助成や屈折検査機器の導入により、子育ての環境の向上が期待できる取組も見られます。また、耕地関連事業では地域共同活動に対する支援を行い、農業における多面的機能の維持を図るなど、今後の町の農業活動活性化につながるような事業や歴史・文化の保全と活用を目指した二子塚古墳保存整備事業の継続、消防力強化を図るため、広域消防実現へ向けた予算措置、自治体DXの更なる推進に向けた事業費の計上、更に複数の特定目的基金へ積立を行うなど、将来へ向けた投資的な事業とともに財政健全化への配慮を盛り込まれています。

一方、歳入では町税や地方交付税を堅実に見込むとともに、ふるさと太子応援寄付金や国・府支出金などの財源確保に努め、基金の利活用を活性化させるなどをした財政調整基金からの繰入れを抑制した予算編成が行われています。

今後においても、公民連携やデジタル化の推進をはじめ、更なる創意と工夫で業務の効率化と住民サービスの向上に努め、最適な財源配分により、健全な行財政運営に取り組みられることを強く要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、議案第6号、令和5年度太子町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、国民の4人に1人が加入する保険で国民皆保険制度を担う重要な役割を持っています。国保は加入者の約8割が非正規労働者や高齢者などの無職で、高齢化などで医療費が増える一方、加入者に低所得者が多いなどの構造的な問題があり、国保料が年収の1割に上るなど、加入者の負担は限界に達しています。また、平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になっています。全国知事会、全国市長会などは加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため、公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に強く要望し続けています。ところが、自民党政権は2018年度から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化を行いました。この制度変更の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのため標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりやすくする様々な仕組みが導入されました。更に政府は保険料の統一化の名で、公費繰入れをやめさせる圧力を自治体に向け、都道府県が定める国保運営方針の目的に繰入れ解消を書き込ませる法律改悪まで強行しています。特に大阪府では、2024年度に統一国保にするという目的のために、2018年度以降、国民健康保険料は上がり続けており、中央社会保障

推進協議会が実施した全国大都市国保料調査によると、大阪府統一国保料は全国一高い金額となっています。

国民健康保険は法の第1条に、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されている社会保障制度です。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法のもと、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能です。コロナ禍と物価高で一番影響を受けている人たちが加入する国民健康保険は困難な人たちが加入する医療保険のセーフティネットです。高額な国民健康保険料によって命や暮らしが脅かされるようなことがあってはなりません。統一になればできることが限られてくるかもしれませんが、一部負担金減免制度の周知や低所得者などに医療機関が無料、または、低額な料金によって診療を行う無料低額診療事業への誘導、人間ドックの補助の拡大など、住民の負担を減らす努力を続けてください。

何より自治体の努力を認めず、値上げが必至の大阪府内統一国保料の2024年度からの実施は中止を求めることで、高過ぎる国民健康保険料をこれ以上値上げすることなく引き下げるよう要望し、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。森田議員。

○5番（森田忠彦君） 議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

被保険者の高齢化や医療費水準の高さなど、国民健康保険制度の持つ構造的な課題を解決し、持続可能な医療保険制度構築のため、平成30年度に国民健康保険が広域化され、5年が経過しました。この間、本町では賦課限度額や仮算定の廃止など、府内統一基準に合わせる取組を着実に進めておりますが、国民健康保険を取り巻く環境は団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数の減少と高齢化による医療費水準の上昇などにより、引き続き厳しい運営が見込まれます。

このような中、本予算案では令和6年度の保険料率統一を見据えながらも、財政調整基金からの繰入れを措置するなど、被保険者の保険料負担に配慮しているほか、子育て世代の負担軽減のために出産育児一時金の増額や、未就学児の均等割軽減に適切に対応していることに加え、夏季及び冬季の集団健診や人間ドック助成制度で利用できる医療機関の拡大など保健事業の充実にも取り組んでいます。

このように、令和5年度予算は本町独自の被保険者の保険料負担軽減に取り組むとともに、健康維持増進にも配慮した予算と言えます。今後も国や府の動向を注視するとともに、被保険者の立場に立った制度運営と健全な財政運営に引き続き努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、議案第7号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、令和5年度太子町山田財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、令和5年度太子町春日財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険の利用料は2000年の制度発足から1割負担が原則でした。しかし、2015年に一定所得以上の人は2割負担とされ、2018年には3割負担も導入されました。厚労省は余裕がある人が対象になると、負担増を正当化しましたが、実際は負担が増えて介護サービスを削ったり、施設から退所したりした人は少なくありません。1割負担でも経済的に苦しく、利用サービスを減らす人がいます。それなのに財務省の財政制度審議会は原則2割負担を提言しています。そんなことになれば、更に多くの人がサービスを受けるのを諦めてしまいます。利用抑制に拍車をかける負担増は許されません。

また、要介護1、2の訪問・通所介護を保険対象から外し、市区町村が運営する総合事業に移行させる案にも批判が上がっています。総合事業は自治体によってサービスの内容や担い手の確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危険があります。全国老人福祉施設協議会など、介護保険事業所や介護の専門職員らでつくる介護関係8団体は、要介護1、2の訪問・通所介護を総合事業に移行する見直しに反対する要望書を厚労省に提出しています。要望書では、要介護1、2の人は認知機能が低下し、排せつ介助などの介護給付サービスがなければ在宅での自宅生活が困難と訴えています。認知症などは専門家の初期段階での気づきや、初期の対応が進行を抑えることにつながります。要介護1、2の訪問・通所介護の保険外しは介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を拡張させることとなります。

75歳以上の医療費窓口負担が昨年10月から2倍化され、高物価の中での年金削減は高齢者には大打撃です。追い打ちをかける介護の負担増と給付削減をストップさせることは急務です。介護保険改悪はコロナで疲弊している介護現場に一層の苦難を強いる重大な逆行です。大軍拡促進と大企業優先の政治から社会保障を拡充させる政治への転換が不可欠です。介護保険部会の資料は10月に強行された75歳以上の高齢者医療

の負担割合、一定所得以上が2割ですが、それを参考に介護保険の負担割合を2割に引き上げることが示唆されています。対象は、単身で年収200万円以上で所得上位の30%に広がります。サービスがどんどん切り捨てられていくのと同時に保険料も改定ごとに値上がりし続けています。少しでも住民の方の負担にならないよう制度の中でできることは実行してもらえないでしょうか。

昨年の6月議会の一般質問で特別障がい者手当の支給について、広報紙などの掲載はもとより、ホームページの充実、介護認定時に際し制度の案内を同封するなど、更なる制度周知に努めてまいりますとの答弁がありましたが、その後、周知が進んでいるでしょうか。ホームページには、更新日、2013年3月6日で、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障がい者などに支給されますとしか書かれていません。再度、制度周知をお願いします。

太子町では、第8期の保険料算定で全額基金を保険料に充てれば、少なくとも据え置くことができたのに、5千万円しか基金を投入しませんでした。コロナ感染症の影響もあり、利用料が抑えられ、基金が減るところか積み増しされています。2023年度は次期9期の介護保険料を決める年でもあります。コロナ禍でもあり、物価高騰に住民生活が苦しい今、基金は全額保険料引下げに使うことを求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。中村議員。

○9番（中村直幸君） 議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は令和3年度から始まった第8期介護保険事業計画に沿った内容で予算編成されており、本町の高齢化に対応すべく地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組を展開するとともに、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組のほか、医療と介護の連携や高齢者を地域で支えていく体制を構築するなど、地域づくりの推進や様々な課題に対して適切に対応できる包括的支援に取り組むものとされております。とりわけ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを展開するため、令和4年度から本格実施された重層的支援体制整備事業を保険料などの財源で下支えする内容となっています。

また、歳入の柱となる第1号被保険者の保険料については急速に高齢化が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止に対する各種サービスなどの増加が予想され、保険料給付も年々増加していることから、将来における介護保険料の安定的な運営を図

りつつ保険料の上昇を抑制するため、準備基金を有効に活用されるとともに、法に定められた国・府等の負担割合による予算措置がなされており、適正なものであると考えます。今後もなお一層の保険料給付の適正化に努められ、高齢化の進行に対応し、介護保険事業の円滑な提供、運営に努められることを要望いたしまして賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、議案第10号、令和5年度太子町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

2006年度の医療保険法改悪で創設された後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を後期高齢者とし、74歳以下の人と切り離し、都道府県などをつくる広域連合が運営する別枠の医療保険に強制的に加入させ、負担増と差別医療を押しつけるものです。2008年の制度導入以降、2年ごとに保険料値上げが実施されており、令和2年、令和3年度の6千358円から114円、1.8%増加で、令和4年、令和5年度の被保険者1人当たり平均保険料額は全国平均で月額6千472円にもなりました。この間、滞納が全国的に増えてきています。後期高齢者医療の保険料は約8割の人が年金から天引きされる特別徴収です。年金が年額18万円未満の場合や、保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収になります。保険料が払えず滞納になるのは普通徴収の人です。月に1万5千円程度の年金か無年金などの低所得者が多く後期高齢者医療だけでなく、介護保険料や消費税などで

生活自体が厳しい実態があります。後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法です。2008年度にこの制度がスタートした際に導入した保険料の軽減措置を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行した上に、窓口負担の2割への引上げです。こんな高齢者いじめの制度は廃止し、お金の心配なく医療にかかることができる制度への転換を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を高齢者世代と現役世代で公平に負担することで、高齢者に対する医療などの質の維持、向上を目的に創設され、本制度における保険料などを区分して経理するために本特別会計は設置されております。令和5年度予算案では、現行の法制度による広域連合と市町村の役割分担に基づき、広域連合が定める所定の料率により保険料や広域連合納付金が計上されているほか、一般会計からの繰入金金を財源として必要な事務経費が適切に計上されております。今後も団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による急速な被保険者数と保険給付費の増加が見込まれる中、引き続き国の動向を注視しながら、制度の円滑な運営に努力されますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、議案第11号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、令和5年度太子町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第13、議案第14号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第14号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、マイナンバーカード交付事務及び新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億1千182万円を追加し、総額を61億1千478万2千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額613万7千円は、事業別区分2、戸籍住民登録事業263万9千円で、1節報酬の会計年度任用職員報酬、3節職員手当等を計上しております。

次に、事業別区分4、社会保障・税番号制度促進事業349万8千円で、12節委託料のマイナンバーカード取得促進業務委託料で349万8千円でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正予算額1億568万3千円は、事業別区分10、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、1節報酬の会計年度任用職員報酬や、3節職員手当等の時間外手当、また12節委託料で電算機器・プログラム変更委託料や予防接種委託料、そしてワクチン接種会場運営委託料

などを計上しております。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁に戻っていただきまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、6千910万2千円は新型コロナウイルスワクチン接種の接種委託料に対する負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、補正額3千658万1千円は、新型コロナウイルスワクチン接種の事務費に対する補助金でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額613万7千円は財源調整として財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

以上のおり本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第14、議員提出議案第1号、太子町議会委員会条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

中村議員。

○9番（中村直幸君） 議員提出議案第1号、太子町議会委員会条例中改正の件について、提案理由を申し上げます。

まず、提出者は私、中村でございます。賛成者は斧田議員、建石議員、西田議員、藤井議員、森田議員、村井議員、辻本博之議員、辻本馨議員でございます。

提案理由は、世界中に蔓延いたしました新型コロナウイルス感染症のように1か所に参集することを控える必要がある場合などを想定し、もしくは育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開催する場所への委員の参集が困難であると認める場合に限り、委員会をオンラインで開催できるようにするため、委員会条例に委員会開会方法の特例を定めるものであります。

なお、本改正につきましては、全員の参加による議員懇談会で協議したものですので、改正内容についてはその説明を割愛させていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は全議員の賛成のもとに提出されておりますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託、質疑並びに討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託、質疑並びに討論を省略します。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第15、議員提出議案第2号、新型コロナウイルス対策への抜本的強化を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議員提出議案第2号、新型コロナウイルス対策への抜本的強化を求める意見書（案）について、提案理由を申し上げます。

まず、提出者は私、西田です。賛成者は、藤井千代美議員、辻本博之議員、辻本馨議員、中村直幸議員でございます。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスを感染法上の2類から5類の位置づけに5月8日から引き下げると決められたが、新型コロナウイルスは依然として強い感染力を保ち、変異を繰り返しているもとで医療機関向けの公的支援を縮小、廃止すれば、これまで以上の医療崩壊を招く危険があるため、次の4点を求める意見書を国に提出するもの。

1つ、医療現場の逼迫や感染対策の有効性など、科学的で正確な情報を発信する。

2つ、コロナ医療費、検査の公費負担などを継続し、期限を区切った機械的な打切りは行わない。

3つ、パンデミックに対応できるよう医療体制を抜本的に強化する。

4つ、保健所の増設、専任の職員増など体制強化を図る。

以上、提案理由です。

なお、本意見書（案）につきましては、全議員参加による3月1日の全員協議会で協議したものですので、意見書（案）についての説明は割愛させていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号は、全議員で審議されておりますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第2号の意見書を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立5名・反対4名〕

○議長（山田 強君） 起立5名、反対4名、よって賛成多数でございます。

議員提出議案第2号、新型コロナウイルス対策への抜本的強化を求める意見書（案）は原案のとおり採択することに決しました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第16、生涯学習施設建設調査特別委員会について、これを議題といたします。

生涯学習施設は、工事も無事完成し、生涯学習センター「太子の森」として令和4年7月にオープンいたしました。

よって、委員長に報告を求めます。

村井議員。

○6番（村井浩二君） 本特別委員会は平成29年6月に開催されました第2回定例会において、議員動議により設置され、生涯学習施設建設に関する調査が付託されております。これまで37回の特別委員会を開催してまいりました。平成29年7月10日の第1回から、令和5年2月10日の第37回まで、長きにわたり建設場所の選定の議論に始まり、利用料や利用方法などについても理事者とともに種々協議、検討を重ねてまいりました。平成29年12月には、区長をはじめ、文化連盟役員から生涯学習施設の早期実現を求める請願が議会に提出されました。平成30年度には、専門業者により、町

全域で複数の建設候補地の法規制の状況、安全性、交通の利便性や周辺施設との連携等を比較検討し、絞り込みを行った結果、役場周辺地区が適しているという結果となり、3つの候補地に絞った中で、施工性も考慮し、事業費をはじめとする諸事情等について検証した結果、まちづくり観光交流センターの建て替え案に決定いたしました。

基本設計、実施設計、詳細設計と事業の進捗とともに説明を聞き、その都度、理事者と種々協議、検討をしながら進めてまいりました。公共施設等適正管理推進事業債の集約化、複合化事業を活用することで、本町の財政負担の軽減の一助になったと考えます。

令和2年4月に町長が代わり、生涯学習施設整備事業の再検証を行うということで約5か月かけて再検証を行った結果、令和2年9月議会に補正予算で工事請負費が計上されました。令和3年1月から工事が始まり、令和4年7月オープンに向けて着々と工事が進められました。令和3年12月には、備品のプロポーザルによる業者選定に議員も参加いたしました。令和4年3月議会には、生涯学習センター及び図書館の設置条例が上程され、生涯学習センターの使用料については有料化撤回を求める請願書が提出され、種々議論をした結果、請願書は不採択となりましたが、従来の公民館利用者への配慮と施設のPRも兼ねて、令和4年7月より令和5年3月までは無料の特例措置を設けるように条例案を修正され、採決の結果、設置条例は可決されました。

施設の愛称も一般公募され、自然に恵まれた太子町にふさわしい愛着ある「太子の森」と命名されました。施設の建設については非常にタイトなスケジュールでありましたが、利用者の日でも早くという願いのために、理事者各位には並々ならぬご尽力をいただき、感謝申し上げます。

令和4年7月にオープンしてからも、利用者や特別委員会の意見を基に利用方法や施設の利便性向上など、改善できるところは改善されました。議会におきましても、生涯学習施設の建設に係る本特別委員会の当初の設立目的は一定果たせたものと考えております。

しかしながら、今後も少子高齢化が進む中、住民のニーズも多様化していくことが予測されます。議会としましては、絶えず住民、利用者の声に耳を傾け、生涯学習センター「太子の森」が太子町住民の生涯学習の場としてより良い施設になることを願い、本特別委員会の最終報告といたします。

○議長（山田 強君） 生涯学習施設建設調査特別委員会の調査は、ただいまの委員長からの最終報告をもって終了といたします。

○議長（山田 強君） 次に、日程第17、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了し、令和5年第1回定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和5年第1回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決、ご同意賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。また、本議会におきましては、議案の訂正がございました。大変申し訳ございませんでした。今後、議案の提案に際しましては、誤りのないよう細心の注意を払うよう心がけてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、去る3月4日、南河内がたくさんの種類のフルーツの生産地であることを多くの人にPRすることを目的に、大阪府主催のイベント、南河内フルーツフェス@てんしばが天王寺公園において開催され、併せて広域農道の新たな愛称である、南河内フルーツロードとそのロゴが発表されました。南河内フルーツロードはブドウ、イチジク、ミカン、イチゴ、桃など、府内でも有数のフルーツの産地を縦貫しており、沿線には観光農園や農産物直売所など、フルーツに関する施設が数多くございます。本町といたしま

しても、2025年の大阪・関西万博の開催を見据え、南河内エリアが有する高いポテンシャルを踏まえつつ、大阪府並びに沿線市町村と連携、協力しながら、南河内フルーツロードを積極的に活用した都市と農村の交流や観光の促進、産業振興など地域活性化を図ってまいります。

さて、あと1週間余りで新たな年度が始まります。国においては5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に移行することとし、家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面でウィズコロナの取組を更に進めるための具体的な検討、調整を加速させております。本町といたしましては、引き続き緊張感を持って感染状況の変化などに、迅速かつ的確に対応しつつ、住民の皆様にご不安を感じることなく、着実に日常を取り戻していただけるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、統一地方選もあり、公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分ご留意いただき、引き続き本町の発展のため、ご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

また、閉会后、表彰伝達式が行われると聞いております。受賞されました中村議員、森田議員、村井議員、誠におめでとうございます。

最後になりますが、朝夕はまだ肌寒い日があるものの、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる季節となりました。新年度がサムライジャパンの世界一のニュースのように明るい年度となることをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る3月1日に開会して以来、本日までの24日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、その全議案を議了して、無事閉会の運びとなりました。各議員並びに各理事者の皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

田中町長をはじめ、理事者の皆様におかれましては、本会議や委員会を通じて、議員各位からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。特に予算の編成については、人口減少や少子高齢化が進む中、常日頃より住民ニーズの把握、町内の施設の状況など、様々な情報収集に努めていただき、また既存の補助事業については実績などを十分に検証し、実績が上がるように適宜見直しを図り、

より良いまちづくりに寄与するものとなるよう、鋭意努力していただき、根拠に基づく堅実な予算を編成されるよう、重ねて要望いたします。

それでは、これもちまして、令和5年第1回太子町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時04分 閉会)

○議長(山田 強君) 続きまして、議員の表彰伝達式を行いますので、議員並びに理事者の皆様もそのままでお願いいたします。

大阪府町村議長会より、村井議員に対しまして、第70回永年在職議会議員表彰、議員の部の表彰状が授与されています。また、全国町村議会議長会より、中村議員と森田議員に対して、自治功労者表彰の表彰状が授与されています。表彰状を太子町議会にて受理しておりますので、これより本人への伝達を行います。

○事務局長(上田周治君) まず、村井議員、演台前までお進みください。

○議長(山田 強君) 表彰状。

太子町議会 村井浩二殿。

あなたは10年以上にわたり、町村議会議員として、地方自治の振興発展に寄与し、貢献されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和5年3月3日。

大阪府町村議町会会長、山田強。

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(上田周治君) 続きまして、中村議員、演台前までお願いいたします。

○議長(山田 強君) 表彰状。

大阪府太子町、中村直幸殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。

代読です。

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(上田周治君) 続きまして、森田議員、演台前までお願いいたします。

○議長(山田 強君) 表彰状。

大阪府太子町、森田忠彦殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長、南雲正。

代読です。

おめでとうございます。(拍手)

以上で表彰伝達式を終わります。どうもご苦労さまでございました。

これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 山 田 強

太子町議会議員 西 田 いく子

太子町議会議員 藤 井 千代美